

令和 6 年第 8 回
普代村議会定例会會議録

普代村議会

令和 6 年第 8 回普代村議会定例会会議録

招集告示年月日	令和 6 年 11 月 27 日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和 6 年 12 月 10 日 10 時 00 分	
		議長代理	古 沼 和 也
	散 会	令和 6 年 12 月 10 日 時 分	
		議 長	正 路 正 敏
応(不応) 招議員及び 出席並びに欠席議員 出席 10 人 欠席(午前) 1 人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	金 子 泰 男	○
	2	松 葉 明 人	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	齊 藤 正 明	○
	5	中 上 一 登	○
	6	嵯 峨 典 行	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	大 上 智	○
	9	古 沼 和 也	○
	10	正 路 正 敏	▲、○
会議録署名議員	8	大 上 智	
	1	金 子 泰 男	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長		菅 野 伸 二
	書 記		藤 嶋 大 輔

地方自治法第121条に より説明のため出席 した者の職・氏名	村長	梶屋伸夫
	副村長	太田吉信
	教育長	三船雄三
	総務課長	高井俊一
	政策推進室長	中村克成
	税務出納課長兼 会計管理者	深渡秀利
	住民福祉課長	松葉修志
	保健センター所長兼 包括支援センター所長兼 子育て世代包括支援センター所長	松葉義人
	建設水産課長	大村修
	農林商工課長	上戸鎖栄樹
	商工観光振興室長兼 休養施設管理員	宮田修幸
	医科・歯科 診療所事務長	山田晃人
	教育次長	道下勝弘
議事日程 会議に付した事件 会議の経過	別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり	

開　　会 (10：00)	議長代理	<p>令和6年12月10日（火）第8回普代村議会定例会</p> <p>改めて、おはようございます。本日は正路議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私古沼が議長の職務を行います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、ただいまから、令和6年第8回普代村議会定例会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席議員は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>なお、10番正路正敏議員より、午前の欠席の通告がございます。</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程（第1号）によつて進めてまいります。</p>
会議録署名議員の指名	議長代理	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>8番大上智議員、1番金子泰男議員の両議員を普代村議会会議規則第127条の規定により指名いたします。</p>
会期の決定	議長代理	<p>日程第2「会期の決定」の件を議題といたします。</p> <p>12月4日に開催されました、議会運営委員会の結果報告では、本日から12月12日までの3日間でございますが、お諮りいたします。</p> <p>今期定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月12日までの3日間と決することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
諸般の報告	議長代理	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よつて会期は、本日から12月12日までの3日間と決定いたしました。</p> <p>日程第3「諸般の報告」を行います。</p> <p>「(1)政務活動報告」でありますと、お手元に資料を配布しておりますので、ご了承願います。</p> <p>次に、「(2)例月出納検査の結果報告」でありますと、監査委員より監査結果の報告書2件を受理しており、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。</p> <p>次に、「(3)令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書」でありますと、教育委員会より報告書1件を受理しており、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。</p> <p>次に、広域関係等の報告がありましたら、お願ひいたします。</p> <p>7番森田幸一議員。</p>
	森田議員	久慈広域連合議会の報告をいたします。
	議長代理	（以下、森田幸一議員報告、記載省略）
	中上議員	5番中上一登議員。
		同じ久慈広域連合議会ですけれども、研修報告をさせていただきます。
		（以下、中上一登議員説明、記載省略）

	<p>議長代理 齊藤議員 議長代理 村長の行政報告 告 柾屋村長</p>	<p>4番齊藤正明議員。 岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をいたします。 (以下、齊藤正明議員報告、記載省略) 以上で、「諸般の報告」を終わります。 日程第4「村長の行政報告」を行います。 柾屋村長。 議長のお許しをいただきましたので、令和6年第8回普代村議会定例会への議員各位のご出席にお礼を申し上げながら、村政の近況について報告をさせていただきます。 はじめに、先般、令和6年秋の叙勲におきまして、前普代村議會議長の中村裕氏が旭日双光章の栄に輝いたところであります。村民の皆さんとともに、普代村議會議長、普代村統計調査員協議会会长、普代村農業委員及び交通安全協会久慈地区支部普代分会事務局長などとしての功績を称え、ご労苦に感謝と敬意を表し、心からのお祝いを申し上げます。 さて、県内での最近の新型コロナウイルス感染症の感染者数は少くない状況にもあり、クラスターも発生しているところであります。重症化リスクのある高齢者や基礎疾患のある方々には、ワクチンの定期接種について積極的なご検討をお願いをいたします。 また、インフルエンザの感染者数も増加しており、これから本格的な感染期に入ることから一層の注意をお願いをします。なお、11月中に1,525人の皆さんにワクチン接種をいただいたこと、感謝を申し上げますとともに、引き続き手洗いやうがい等、基本的な感染防止対策の徹底をお願いをします。なお、都合によりワクチン接種をできないでいる方々には、新年1月にも実施させていただきますのでご承知おきを願います。 それでは、村内の諸工事、諸事業などの状況について報告をいたします。 まず、工事関係ですが、道路事業は県道普代小屋瀬線の上普代地区道路改良舗装（その5）工事が1月中旬の完成予定で進められております。また、岩泉平井賀普代線の太田名部地区越波対策工事は3月中旬の完成予定で発注されてございます。なお、普代小屋瀬線の旧鳥茂渡小学校と年内渡橋間の改良事業は、県の取り組み方針が早期の整備は難しい状況とのことであります。議会さんとともに、県北広域振興局に早期事業化の要請を行いたいと思っております。 村道では、定住促進住宅団地の沢山5号線の道路改良工事が完了となり、白井港線道路法面修繕工事は2月中旬完成予定で着工となりました。 漁港関係では、太田名部新港での新魚市場建設工事が10月10日に完成しております。現在は、漁協さんが指定管理者並びに市場開設者となる中での管理運営においての協議を行っているところであります。 なお、今議会には「地方卸売市場・普代村魚市場」の設置条例を提案させていただきますので、ご審査をお願いいたします。また、12月25</p>
--	--	---

日には竣工式を予定させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、太田名部新港での臨港道路ほか工事は11月中旬で完成しており、現在は、用地舗装工事が1月末の完成を目指して進められております。堀内漁港の機能保全工事、北防分でございますけれども、3月下旬を完成予定とし、近々に着工となります。太田名部地区漁村地域活性化工事は、ミニ公園分でございますけれども、3月中旬完成予定で着工となるところでございます。

次に、諸事業などの関係でございますが、まず移住・定住促進事業の一環として準備を進めてまいりました上区地区村有地での定住促進団地宅地分譲は、12月16日から全6区画について先行予約を受け付けることとします。子育て世代の移住者などの予約をいただければと思っておりますし、議員各位からのPRなどもお願いさせていただきます。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰への生活支援についてですが、今議会の補正予算（案）に、県との連携事業となる福祉灯油事業とそれから村単事業でのプレミアム付き商品券補助事業を実施するよう計上させていただいておりますのでご審査をお願いいたします。また、今後、国の補正予算での重点支援交付金の追加交付により、低所得者世帯支援事業や推奨メニュー事業の計画策定など進めてまいりますので、議会さんからのご指導もお願いを申し上げます。

村内でのEV充電設備の整備状況ですが、国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を活用した民間事業者による急速充電器が1月中に道の駅・青の国ふだいに設置されますし、国民宿舎くろさき荘には普通充電器が今月中に設置されるところであります。ご承知おき願います。

国民宿舎くろさき荘の運営状況でございますが、11月末での宿泊者数は4,404人、事業収入は6,023万7千円となっております。宿泊は少しづつの回復が見られますが、食堂部門は伸び悩み状態にあります。また、営業収支でも人件費の大幅なアップや物価高騰の影響によりきわめて厳しい状況が続いており、改めての増収への取り組みと経費節減の徹底に努めてまいります。

なお、今年度も閑散期の営業を縮小せざるを得ないところであり、村民の皆さんなどにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いをいたします。

ふるさと納税の状況ですが、11月末実績が3億6,920万4千円で、10月末からの回復が見られたところであります。ご寄付いただきました全国の皆さんに心からの感謝を申し上げます。なお、今後ですが、例年の人気返礼品のイクラが極端な品薄となっており、苦戦を強いられること予測されますが、返礼品提案業者などのご協力もいただきながら、前年度実績にできるだけ近づくよう努めてまいります。なお、今議会には、

一般質問	<p>増額補正を提案しておりますので、ご審査方お願いをいたします。</p> <p>11月に村内12会場で開催をさせていただきました村政懇談会ですが、全部で128人の皆さんに参加をいただき、貴重なご意見など数多くいただきました。可能な限り早期の実現に向けた検討などを進めてまいりますので、議員各位からのご助言もお願いをいたします。</p> <p>なお、村道支障木の枝払いや伐採、街路灯の整備、そして側溝蓋掛けなどについては、今回の補正予算により一部対応させていただきたいと思いますので、ご理解のほどをお願いいたします。</p> <p>また、今議会の補正予算（案）には、次期総合発展計画や総合戦略の策定業務、自然休養村管理センター空調設備工事設計業務、歯科医師住宅建設工事設計業務についても、取り組みの促進に努めるよう予算計上させていただきましたので、ご理解のほどお願いをいたします。</p> <p>終わりに、本年は2月に大雪、8月には台風5号による大雨がございましたが、幸いにも災害の発生とはならず安堵したところであります。一方、引き続き新型コロナ感染症への感染の注意が求められる状況が続いてございますし、諸物価の高騰も止まらない中、定置網漁業での主力魚の水揚げ回復も見られないところであります。村では、村民の皆さまの健康や暮らしを守りつつ、社会経済活動をより活発にしていけるよう、国や県などの支援もいただきながら懸命な取り組みを行ってまいりましたが、依然として停滞感の払拭などには至っておりません。そのため、議員各位や村民の皆さまには、ご心配やご苦労をおかけしておりますこと、誠に申し訳なくお詫びを申し上げながら、村の諸事業や各般の事務全般にわたり多大なるご協力をいただいておりますことに、改めて厚くお礼を申し上げる次第でございます。</p> <p>今後も、村民の皆さまをしっかりとサポートしつつ、防災・減災に気を緩めぬ取り組みを行いながら、長年かかって実施設計の完了までにこぎつけさせていただきました義務教育学校整備事業の円滑な推進に、人口減少の抑制や産業経済の再生などと合わせ、最善を尽くしてまいりますので、一層のご指導とご協力をお願いをいたします。</p> <p>なお、新年に予定されております、二十歳のつどい、新年交賀会、消防出初式などの恒例行事は、本年と同様に通常開催となりますので、引き続きのご協力をお願いをいたします。</p> <p>そして、本議会に本年度各会計補正予算（案）6件と書いてありますけれども、5件の誤りでございます。補正予算案5件、そして議会議員の報酬等条例などの条例改正（案）7件、地方卸売市場普代村魚市場の設置条例の制定（案）を提案をさせていただきますので、十分にご審査ください、前議案につきまして、ご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告といたします。よろしくお願いをいたします。</p> <p>以上で、「村長の行政報告」を終わります。</p> <p>日程第5「一般質問」を行います。</p>
------	---

	<p>一般質問は、普代村議会会議規則第 61 条第 4 項の規定のとおり行います。10 分前にはベルを鳴らしますので、質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、通告順に質問を許します。</p> <p>5 番中上一登議員の一般質問を許します。</p> <p>5 番中上一登議員。</p> <p>5 番中上でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。2 点お願いいたします。</p> <p>まず 1 点目に久慈地域の医療体制対応について、村長にお伺いいたします。</p> <p>県立久慈病院は、久慈広域の二次保健医療圏を担う目的があり、普代村民にとっても重要な医療機関となります。</p> <p>岩手県立病院等の経営計画の 2025 年から 2030 年までの素案が公表され、10 月 28 日には久慈病院において運営協議会が開催されております。素案によりますと、現在ある久慈病院の放射線治療装置、脳血管の血管撮影装置の機能などの高度医療は盛岡の県立中央病院でなければ受けられなくなります。また、収益性のため看護師や技師の削減も計画されております。医療は収益のためにではなく、住民の命のためにあるはずですが、公的病院の収益性の向上を目指すということは、住民への医療サービス低下を招くことが明らかです。</p> <p>本来ならば、自衛隊や警察のように国が経費をかけてでも国民を守らなければならぬ安全保障でなければなりません。現在、久慈病院に通院されている方の中には、感謝の声もありますが、不便や不満の声も多く聞かれます。そんな中、久慈地域医療を守る会が県立久慈病院の機能の充実を求めて 9 月の中旬から 11 月 30 日まで署名活動を行いました。全部で 7,000 筆ぐらい集まったと聞いております。</p> <p>これ以上、地域の医療が、住民の負担と不安をさらに強いることにならないために、署名活動が実ることを祈っております。</p> <p>私も署名活動に参加し、普代村の方々の声も聞いて回りましたが、「病気ができない」「不便な田舎の者は病気をしたら助かるものも助からない」「盛岡へ行けない人はどうすればいいのか」など、高齢者の切実な声を聞いてまいりました。</p> <p>そこで、素案どおり計画が実行された場合に、県立久慈病院で医療を受けている村民に与える影響と、今後地域医療体制が後退していくかという中で、普代村としての対策はあり得るのかお伺いいたします。以上です。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>中上一登議員の久慈広域の医療体制対応についての、質問にお答えをいたします。</p> <p>議員お話のとおり、県医療局では医療支援が限られる中で、高度化、</p>
--	--

議長代理 中上議員	<p>専門化、そして人口減少等により医療需要も変化をすることなどにも的確に対応しながら、地域の医療提供体制を持続可能なものにしていくためには県立病院間の役割分担の明確化、最適化をより一層にも推進する必要があり、また、安定した経営基盤の確立も図るべきとする県立病院等の経営計画 2025 から 2030 の素案を本年 8 月に県議会の県政調査会等をスタートに公表したところでございます。その後は、パブリックコメントも進めながら、各圏域などでの保健所主催の地域医療構想調整会議や、医療局の主催によります県立病院運営協議会での説明なども行われてきたところであります。現在はその最終案が取りまとまつたということで、その公表が行われておりますし、昨日で閉会になりましたけども、県議会 12 月定例会の常任委員会等での説明なども行われ、年内には計画の決定を、というふうなことでお聞きをしておるところでございます。状況的にはそういった状況ということでございます。そして、その中の久慈病院の役割の方向性といたしましては、基幹病院のひとつとして、高度専門医療から身近な医療までの幅広い機能を他の基幹病院との連携で担う病院というふうなことにされております。ただ、具体的な中身、具体的な内容の中では、議員お話のとおり、疾病事業別医療圏の整理、これに沿った機能集約を図るなどのため、ガンや脳卒中治療等における高度専門医療が受けられなくなったり、放射線治療機器や血管撮影装置などが更新時期に合わせて、県立久慈病院に集約される計画となつてもおります。確かに、二次救急をはじめとする地域に必要な医療機能は、引き続き残されるとしていたり、他の中核的な病院での高度専門医療の後は、より身近な地域に治療の場を移すことや通院などの患者負担も最小限にとどめることなどにも取り組み目指す、というふうにしてございますが、中核的な病院への、いわゆる盛岡、八戸などへの交通手段などに大きなハンデがあり、しかも患者が高齢者に偏っている本村などの久慈地域住民にとりましては、医療の低下は避けられず大変に懸念される内容というふうに考えざるを得ないところでもございます。村としての対応対策につきましては、久慈病院で受けられなくなる治療や検査などを、他の基幹病院でスムーズに受けられるようにする対応について、管内市町村とともに要請などしていかなければと考えておりますし、そして、医師や看護師、医療技術者の確保、これに現在県でも取り組んでおりますけれども、その偏在などを含めての解消について、特段の取り組みをさらにお願いをするとともに、必要な協力なども我々もしていかなければならぬというふうに考えておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>5 番中上一登議員。</p> <p>ありがとうございます。最終案がこれから出るということですので、また更にそれが改良した形になるかどうか、まだ見通しがつかないということですけども、恐らく大筋の分は素案に近いものだろうなというふ</p>
--------------	--

	<p>うに思っております。</p> <p>私も国会議員さんの方にも連絡をして、厚労省の方からの返事も一応もらっておりますけども、やはり医師の偏在等は改革していかなければならぬという割には、久慈病院の場合は医師がさっぱりいないと。特に脳外科関係はいないので、救急患者がいれば八戸、盛岡に行ってしまうということになります。救急患者が出た場合、5分10分のそのあれの時は、誰が一番判断すれば早いかっていうのは救急隊員なんですね。救急隊員の判断が5分遅れれば5分遅れる。10分遅れれば10分遅れる。この患者はもう脳の関係の病気だというのを即座に判断することによって、こっちから走って行くと同時に、ドクターヘリがもう久慈に届いているという状況を作り出せるそうですが、その判断が遅いと、久慈についてからドクターヘリを待つとか、今度は中継して八戸に走る。その時間というのは患者にとって命に係わる時間になるという、そういう状況が出てきてしまうということを、まず皆さん知っておかなければならぬんじゃないかなというふうに思います。この運営協議会には、4市町村の首長さん方も入っております。県では県で国の方にも要請していくとは思うんですけども、首長さん方で県なり国の方に、先ほども連携してということがありましたけれども、要望していくという具体的な何か計画があるのかどうか、お伺いします。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>お答えを申し上げます。今具体的に4市町村で医療局にといったような予定はされておりませんが、それぞれ来年度の事業、あるいは予算要望の際に市長会は市長会で、町村委会は町村委会で要望している中で、それぞれ医療局長さんにこのことについても、みんなで言及をして要望をしておるというふうな状況でございます。</p> <p>なかなか、久慈広域、久慈病院で医療の充実をということをさらにすれば、今現在の医療資源の県内の状況を見た中で、どっかに負担が、特に医師の偏在部分で負担がかかる。あるいは、新しい医師制度の中で、いろんな経験を新しいお医者さんが、あるいはチーム医療で看護師さん、それから医療技術者含めて、チーム医療で経験を多く踏まなければ、将来的には岩手県の医療も質が低下するといったようなこと、一遍に答えられてしまうのが現状でございまして。先々まで行くことと、今現在のレベルを少しでも長く維持しながら、というふうな取り組みを同時並行的と言えばあれですけど、そういったことを進めるべきでないかといったようなことを一生懸命要請を、お願いをしている段階というふうなことでございます。</p> <p>5番中上議員。</p> <p>なんとか、これは来年度からの計画になりますんで、今国の方でも確かに来年度までは意見集約をすることですので、少しでもこの久慈地域の意見も通っていくように活動していく、この署名運動もそうです</p>

けども、取り上げてもらえるように強い活動をしていかなければいけないんだろうなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。さっきも村長さんも言われましたけども、他の医療機関と連携をしてと。計画の素案にも書いてあるんですけども、連携とか集約とかって聞けば美しい言葉なんですけども、全然これは縮小していくという話で、久慈からは全部そういった医療の資源は持って行くよ、という話なんで。言葉に惑わされないようにしなければならないなあというふうに思っております。それですね、これ地域地域、野田だったら野田、普代だったら普代、洋野は洋野それぞれに医療に対する状況というのは違うと思うんですけども、じゃあ例えばこの素案どおりになった場合に、普代村はどういった対応ができるのかなと言えば、やはり一番いいのは救急患者さんが出ないようにするしかないわけですよね。ただそれは、不可能ですので。これ少しでも減らして、村というよりも、個人個人を手助けしてやる対策が村としては必要なんではないかというふうに思いましてですね、普代村の保健事業で、データヘルス計画というものを見たんすけれども、これに平成28年から5年度まで、3回の報告にわたって健康データが次のように記載してあります。

「県と比較し、検診結果の『異常なし』以外の人である有所見者が多いと考えられます。」というふうに載ってるんです。これは、11年間ほとんど変わらないんですね。ということは、改善がなかなか見られないということになります。令和6年度からの第3期データヘルス計画、生活習慣病の健康課題については、次のようにも記載されてんですね。これは新しいデータとして、「普代村では基礎疾患有病しているものの、外来治療に至っていない有病者が一定数存在しており、より多くの基礎疾患有病者を適切に治療につなげることで、虚血性心疾患、脳血管疾患、腎不全といった重篤な疾患の発症を抑制できる可能性が考えられる。」というふうに記載してありますので、逆に言えばこれ、救急患者の予備軍になっている可能性があるんですよということだと思うんですね。この村民の健康状況とヘルスデータの認識は、今言ったような状況なんすけども。このほかに保険事業者がやることとして、保険者努力支援制度という制度があるようなんですね。例えば保健医療に関して、500億円の予算が国にあれば、その点数に応じて各自治体にお金をやると。要するに、鼻先にニンジンをぶら下げたような政策だなあとは思うんですけども、これがなんでなかなか芳しくならないのかというようなことも、これ村長というよりも、担当の課にお聞きしたいんですけども、村民データの状況とこの保険者努力支援制度の中身についてちょっとご説明いただきたいんですけども、大丈夫でしょうか。

大丈夫ですか、お願ひできれば。それをわかった方がより普代村の救急対応にどうするかということが、保険事業者として分かるんじゃないかなと思いますんで。

	<p>議長代理 松葉住民福祉課長</p>	<p>松葉住民福祉課長。</p> <p>データヘルス計画ということで、ご質問いただきました。こちら確かに第3期が今年度、令和6年度からスタートということでなっておりまます。そちらについては、ちょっと前段の方で、生活習慣病の関係でお話しいただきました。なかなかこの成果として見られない、見られないという言い方はちょっと語弊があるかと思うんですけども、こちらにつきましては、国保の世帯と後期高齢の世帯のものをデータ化したものとなっておりまして、全村民ではないというのもますあります。その中で、生活習慣病等々あった場合、検診に来られた方につきましては、保健指導という形で三大成人病だとかそういったものの対象予備軍等の方につきましては、保健指導なども行っております。</p> <p>ただそれが、目に見えて成果がというのは、長期的に動いていかないと、なかなかこれは難しいのかなあというのがございますし、また生活習慣病につきましては、若い時から、特定検診につきましては、40歳からの検診となってございますので、その前の世代のときからが、本来は生活習慣病につきましては、対応が必要なのかなあというふうにも考えられます。</p> <p>また、特にも塩分の関係だとかということになりますと、子どもの頃の幼児期の食育的な部分、また、どうしても好みが幼児期に形成されてしまうので、それがずっと続いていってどうしても塩分が高い食事を好むような場合もあるかと思います。そういう形でどうしても塩分が多い、または甘いものが好きだということになれば高血圧、糖尿病系の方にも進んでいく可能性がどうしてもある。そのときが、40歳になって検診になったとき、初めて見えてくるような形があるのかなあと思います。ただ、この中でもどうしても受診率もなかなか伸び悩むところもございます。伸び悩んでる中には、逆に言うと、もう病院にかかっている方というのもあって、治療でそちらの方で検診をしているので、もう特定検診には行かなくても病院で検診をやっているから行かないっていうような方も見られるのは実際あります。なかなか、生活習慣病につきましては長期的に本当に若いときからの指導が必要なのかなあと思われます。</p> <p>また、先ほど議員さんがおっしゃいました、保険者努力支援制度につきましてですけれども、こちら、全体の点数が満点を取ると940点ということで、データヘルス計画の方に載っている普代村の点数は538点となってございます。この中で、点数の配分の中といたしまして、全国の1,741市町村のうち、1割の上位に、例えば受診率だとかそういったものが入ると50点っていうのがあるんですけども、そこが3割だと何点というような感じの評価の仕方になっておりまして、そこがどうしてもなかなか伸び悩むと、点数がなかなか取れないというのも実際でございます。実際このとき、データヘルス計画に載ってるのは、令和元年から5年までの数値が載ってございますが、このあたりのときっていうのは、</p>
--	--------------------------	--

	<p>議長代理 中上議員</p> <p>議長代理 柾屋村長</p>	<p>ちょうどコロナが影響てきて、ちょっとコロナがはやり始めた当初は、岩手県内はいなかつたわけです。感染がなかつたわけですが、この令和4年度あたりにはどうしてもその、令和元年あたりの受診率だとかっていうものを評価する制度になっておりまして、2年、3年くらい前からそういうものになっておりまして、ちょっと特に一番どうしても出てくるのが少なくなつて、検診なんかの受診率も低くて、どうしても点数が取れない。また、保健指導につきましても、なかなかできなかつた時期だったために、ちょっと点数が低かつたのかなというふうに思っております。</p> <p>5番中上一登議員。</p> <p>説明ありがとうございます。大体分かったんですけど、まずその血管等の病気は小さいころからの食生活とか、40歳ころからの受診率の問題になってくるんだよということですが、やっぱりこれは保健事業に力を入れていかなければならぬのかなという中で、ちょっと気になってることがあるんですけども、今テレビ見てると「普代村からのお知らせがあります」とテロップが出るんですよ。何回か見たことがあるんですけども、開けてみるとすでに終わってるものの事業があつて、ほとんど役に立たないと。自分だけかもしれないです。何回か見て、それから見たことないですけどね。開いてもあんまり意味ないなと、終わったやつだなという感じがあるんですけども。こういうのにですね、例えばこの健康に関する情報とか、データ等の情報、あとは受診率、それを促すような内容のことも併せて、例えば救急車が今月累計で、何台普代村から出動してますとか、そういう住民に身近になるような、せっかくのツールなんですから、そういう情報は毎回載せれるわけですね。そうすると、やっぱり意識づけにもなるので、そういう何か意識づけになる方法を考えていった方がいいのかなというふうに思うんですね。特に、せっかくああいったテレビのツールがありますので、そういう観点も含めながら、今この福祉課長が説明してくださった中で、普代村ではどういったその健康に対する対策をとつていかなければならぬのかということが大体分かると思うんですけども、村長今聞いた見解としてお伺いできればと思います。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>お答えをいたします。いずれ専門の部署いるわけでございますし、それからお話をあった第3期、4期のデータヘルス計画等もしっかりと立てて、取り組んでいただいております。しっかりと検診を受けさせることを徹底しろと。それから保健指導。受けたはいいが保健指導がされなくては大変だから、保健指導をしっかりとといったようなことで、細部は専門的になるのでわかりませんので、担当の部署、保健センター、あるいは保健福祉課等にお願いをしているわけですが、いずれそういった取り組みを、点検をしながら徹底してなんて言いますか、中核病院に</p>
--	---	--

	<p>行かなければならぬ患者を少なくすることもひとつの手段というふうに思いますけども、そういう意味でご指導がそのとおりだと思いますので、その取り組みもしっかりとやりたいというふうに思っております。なお、いろんな情報分野の話しございましたが、詳しくは総務課長の方で収集しておりますけども、いずれ各地区の村政懇談会でもちょっと数回言われた経緯等もございますので、この部分、これから村政懇談会の提案事項の検討会議といったのを開く中で、これの対策をしっかりと講じていきたいなあというふうに思っております。</p> <p>お話のように、せっかくあって開いても、なんか昔ので見ない方が良かったなあというふうなことでは、使われなくなってしまっていってしまうということになりますので、お話し十分わかりましたので、再度の取り組みを今度の会議等で、徹底をしたいというふうに思います。</p> <p>5番中上一登議員。</p> <p>ありがとうございます。何とか有効に活用していただきたいと思います。</p> <p>それと、このままいけば医療過疎状態という状況が、普代村はなるのは間違いないんだろうなというふうに思いますけれども。病は気からとか結構ありますけども、今回村長さんにはプレミアム付き商品券、かなりの増額をしていただきました。そういう今この景気の悪い中で、将来不安というのも結構あると思うんですよね。</p> <p>そういう不安の中から病気が出てくるということも多分、素人考えですけどもあるんだろうなというふうに思いますので、そういうた保健事業以外の他にも、普代村の村民を安心させるような政策をこれからも、打っていただきて、是非この救急患者が増えないような村にしていっていただければというふうに思います。</p> <p>今後ますます保健事業が大事な事業となると思いますので、何とかよろしくお願ひいたしまして、この質問は終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、中上一登議員の2項目目の質問を許します。</p> <p>5番中上一登議員。</p> <p>2問目の質問をさせていただきます。</p> <p>会計年度任用職員制度の運用について、村長にお伺いいたします。</p> <p>2020年4月に臨時職員等が会計年度任用職員という制度に変わりました。</p> <p>令和6年度の予算書では、普代村職員の4割以上が、第1号会計年度任用職員です。第1号っていうのはパートのことですね。この制度は働き方改革の機運もあり、臨時職員の待遇改善のために導入されたもので、2020年4月から期末手当が支給となり、今年4月から勤勉手当の支給も基本となりました。</p> <p>職員4割の任用職員待遇は、村内的人口減少や村内景気などへの影響</p>
--	--

	<p>も少なくありません。</p> <p>総務省が実施した「令和 5 年度会計年度任用職員制度実施状況に関する調査」において、「適切な給与決定」という項目で「常勤職員の給料表を基礎としていない団体が 5.4%」、一部の自治体で「期末手当を支給していない」「中身を手当と振り分けただけで、制度導入前と同じ総額支給」という調査結果がありました。総務省は「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」という通知を実施後の 2020 年 12 月から 2023 年 12 月までの計 4 回毎年出しております。毎年出すということは総務省が想定している実施内容に沿って改善されていないことを表していると思います。待遇改善は、4 割の職員を占めますので、職場でのモチベーションへの影響は少なくありません。</p> <p>そこで、任用職員の制度運用の状況について伺います。</p> <p>1 つ目として、会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当は総務省事務処理マニュアルに沿っているのか、任用職員は制度導入で収入増となっているのかをお伺いいたします。</p> <p>2 つ目に、任用職員として数年勤務した場合、能力もあり本人の希望がある場合は、簡単な試験で正規職員への登用があった方が、職場にとつても村民にとってもプラスだと思いますが、見解をお伺いいたします。以上です。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>中上議員の会計年度任用職員制度の運用についての、質問にお答えをいたします。</p> <p>議員よりお話のありました、総務省で作成した会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルでは、期末手当の支給について任期が 6 カ月以上の会計年度任用職員に対して支給するとされており、基礎額、あるいは支給割合及び在職期間別割合の取り扱い等具体的な支給方法については、常勤職員の取り扱いとの釣り合いを踏まえながら定める必要があるというふうにされております。</p> <p>また、勤勉手当の支給については、現行のマニュアル第 2 版では、支給しないことを基本とすると記載しているところですが、お話のありましたように令和 6 年 4 月 1 日に施行された地方自治法の一部改正をする法律においては、会計年度任用職員に対する勤勉手当について、適切に支給するとされたことから、本村においても普代村会計年度任用職員の給与等に関する条例を改正をいたしまして、令和 6 年度から、会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給しているところでございます。</p> <p>それで、1 つ目のご質問のことございますが、会計年度任用職員に対する期末、勤勉手当について、適切な給与決定に基づいて支給が行われているかとの趣旨のご質問というふうに思いますが、本村では、会計年度任用職員の給料及び報酬について、常勤職員の給料表を基礎として決定しており、期末、勤勉手当の基礎額にもその給料及び報酬が適切に反</p>
--	--

	<p>映されております。また、支給割合の取り扱い等具体的な支給方法については詳細な説明は省略させていただきますが、これも常勤職員と同様の取り扱いというふうになっております。</p> <p>次に、会計年度任用職員制度の導入により、収入増となっているかとのご質問でございますが、制度導入前の令和元年度は臨時職員平均の46.4人に対しまして年間で9,738万円を支給しており、1人当たりに換算しますと年209万8,780円というふうなことで支給になっております。そして、制度導入後でございますが、令和2年度が平均47.5人に対し、年間1億809万円を支給し、1人当たり年227万5,650円。それから令和3年度が平均64.3人に対し、年間1億3,541万円を支出し、1人当たり年210万5,952円。令和4年度が平均62.8人に対しまして、年間1億3,716万円を支給し、1人当たりが年218万4,087円。そして、昨年度令和5年度が平均66.3人に対しまして、年間1億5,245万円を支出し、1人当たり年242万7,691円でございまして、いずれの年度も制度導入前を上回っている状況でございます。</p> <p>次に、2つ目の会計年度任用職員の正規職員への登用についてのご質問でございますが、会計年度任用職員であった方でも正職員として採用をする際には、これまで同様競争試験による採用が原則というふうに考えておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>5番中上一登議員。</p> <p>ありがとうございます。期末手当、勤勉手当ができたおかげで収入が増となっているというふうな判断でいいんですか。今村長さんの説明した、毎年上がってるわけですけども、正規職員も議員もそうですけども、人勧によって少しずつは上がってるわけですよね。それとは別に、例えば1人の人が人勧の昇給とは関係なくて、期末手当がてきて、普通に6時間だったら6時間働いてた分に純粋に期末手当がプラス、勤勉手当がプラスになった形になっているのかどうかっていう、平均というより全体ではいろんな状況で上がってますんで、そこらへんがどうなのかなあと思って、ちょっと理解しづらいなあと思ったんですよね。5年度のフルタイム職員が7名いたわけですが、今年度は1名となるてること、パートタイムはそして14名増えてるんですね。フルタイムからパート扱いになった方が、多いというふうに見ればいいのか、フルタイムの方が7名いたのが6名辞めてしまったのかというね、その補充のためにパートタイムを増員したのか、ちょっとそこらへんの背景が分からなんですね。そこらへんも今ちょっと、さっきの部分と、今のとお願いしたいと思います。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。まず、1人ひとりの部分でございますけども、毎年度昇給もさせております。それから、それぞれの支給割合を適切に適用して支給しておりますので、1人当たりについてもそれぞれ上</p>
	<p>議長代理 中上議員</p>
	<p>議長代理 柾屋村長</p>

	<p>がっているものというふうに思っております。あと、人数関係でございますけども、当然ではございますけども必要な部分について、必要な任用を職をお願いするというのが制度でございますので、その中でいろんな部署ごとの要望等を踏まえた中で、判断をして任用しているというふうなことでございます。</p> <p>具体的なそのパート、あるいはフルの人数については、今調べてて回答させていただきます。</p> <p>総務課長、時間かかりますか。</p> <p>休憩しますか。</p> <p>高井総務課長。</p> <p>会計年度職員の人数でございますが、前年度フルタイム会計年度任用職員が 7 名から 1 名に減っております。そして前年度パートタイム会計年度任用職員が 28 名だったものが本年度 62 名に増えております。これにつきましては、令和 5 年度に、先ほど村長もおっしゃったとおり仕事の内容であったりとか、勤務時間の見直しであったりとか、そういった部分取り組んだ結果、フルタイム会計年度任用職員からパートタイム会計年度任用職員に変更をした職員がおりまして、その関係で増減があつたものでございます。</p> <p>5 番中上一登議員。</p> <p>パートになったというのは、本人の希望でパートになったというふうに理解すればいいんですか。それとも仕事の内容、確か 15 分くらい減らせば、パートとフルタイムに分けられるんですよね。パートとフルタイムの待遇が今度変わってきますね。退職金がないとか。少しでも経費を減らすためにそうやったのかなとか。例えば何年もフルタイムで働いてて、急にパートタイムになるっていうのは、それだけ仕事がもう減ってきてているから、パートであんたはいいんだよというような判断でやってるのか、本人が希望してるのか、こっち側の都合でやってるのかっていうのはどうなんでしょう。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>お答えをしますが、いろいろな先ほどお話しした必要人数等、あるいは必要な勤務時間等をこちらで設定をして、それについて応募をしていただくと。当然その人を求めるには条件を出して、期間を定めて、そしてそれに基づいて応募をいただいているというふうなことで、理解をいただければというふうに思います。</p> <p>5 番中上一登議員。</p> <p>それを聞けば安心なんですけども。令和 3 年度ですか、公務員の自治労のアンケート結果があつて、その中に結構不満の声が多いわけですね。急に時間を 15 分減らされてパートにされてしまったとか、そういった内容も結構書き込みがあります。そういうふうなやり方をしていなければいいなあというふうな思いで、聞いてるわけですけども。</p>
議長代理	
高井総務課長	
議長代理 中上議員	
議長代理 柾屋村長	
議長代理 中上議員	

	<p>議長代理 柾屋村長</p> <p>議長代理 中上議員</p> <p>議長代理</p> <p>大上智議員</p>	<p>そういうことがないようにですね。特にもフルタイム、4割以上って言いましたけども、全部、こないだ聞いたら全部入れればもう正職員以上に多いという、確か正職員が62、パートが65だったと思うんですけども、多い中ですんで、これはほとんど役場の縁の下の力持ちではないかなというふうにも思いますので、少しでも待遇が不満がもたれるような状況でやれば、職員も1人ひとりの村民ですので、なるべくこの地元に定着しているためにもそういった待遇は、正職員もそうですけども、明らかな格差がないような形でやっていければなあというふうに思いますので、そこらへんはまだまだ何って言うのかなあ、任用職員の場合は待遇が格差があるわけですから、そういったのを国にも求めていく必要もありますし、また村独自で改善できるところは、更に待遇改善していくなければならないと思うんですね。そこらへん村長の方からお聞きいたします。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>ご指導のような趣旨で取り組ませていただきたいと思いますし、国の方もそういった感じの取り組みを強めているというふうな状況にあります。例えば、寒冷地手当についても今はダメですよというルールで決められてるんですけども、例えば、常勤の職員でも再任用職員には出してはダメですよと、現実にいますけども、そういったこととか、会計年度任用職員には出しては、ということが、国では来年度からは待遇改善になるというふうなこともお聞きしてますし、そういった取り組みを国も各地方公共団体も取り組んでいくような方向だと思っておりますので、我々もしっかりとそういったことには対応をしていきたいと思っております。</p> <p>5番中上一登議員。</p> <p>ありがとうございます。国の政策としてこの正規職員は、今までずっと減らしてきた過去があるわけで、国はとにかく経費を削減しようという考え方もありありなんですけれども。なるべく地元の職員は守るような形でいかなければ、特に普代村の場合は、役所で働いてる人数っていうのは非常に多いんですけども、村独自でも待遇を下げないような状況を国以上の政策でやっていっていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で、質問を終わらせていただきます。</p> <p>以上で、5番中上一登議員の一般質問を終わります。</p> <p>次に、8番大上智議員の一般質問を許します。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>議席番号8番大上智でございます。</p> <p>令和6年を残すところあとわずかとなりましたが、国内においては国会内議席の与党の過半数割れ、国外においては、隣国韓国の大統領による非常戒厳に事を発した弾劾訴追騒動等、村においては、村の基幹産業</p>
--	--	---

	<p>である漁業等の振興策の良策を生み出せず、ますます弱体化しつつある産業への不安を募らせる不安年末となっておりますが、いずれの問題も来る新年において、いい方向で解決することを望むところでございます。</p> <p>それでは早速ですが、議長のお許しを得まして、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。</p> <p>1番目の質問は、上区定住促進団地整備事業についてでございます。</p> <p>8月の第3回議員全員協議会時において、普代村定住促進団地整備事業について報告を受けたわけでありますが、その整備事業について以下伺います。</p> <p>1番、年度内の先行予約受付を開始予定と聞いていますが、事業の現在の進捗状況を伺います。</p> <p>2番、宅地分譲にあたっての戦略は、どのような内部検討がなされ実行したものか伺います。</p> <p>3番、今後の宅地分譲構想については、どのように考えているものか伺います。</p> <p>沼屋村長。</p> <p>大上智議員の上区定住促進団地整備事業についての、質問にお答えをいたします。</p> <p>はじめに、事業の現在の進捗状況についてでございますが、宅地を分譲するためのルールづくりとして、普代村定住促進団地宅地分譲要綱を令和6年12月1日付け制定をいたしまして、本年12月16日から来年の1月31日までを公募予定期間として、現在先行予約受付開始に向けた公募準備を行ってございます。また、造成宅地内の村道新設工事は今月完了検査予定で進めておりますし、並行して各分譲宅地の測量分筆登記業務、これを11月1日に契約してございますけども、来年3月21日までに業務完了ということで進めてございます。</p> <p>なお、先行予約受付により申し込みのあった方との正式な不動産売買契約につきましては、測量、分筆、登記業務完了後の4月ごろに予定しているところでもございます。</p> <p>次に、宅地分譲にあたっての戦略、どのような内部検討がなされて実行したものかという質問でございますが、これまで村営住宅をはじめ、民間賃貸住宅に関しては、恒常的な空きがないこと、民間賃貸住宅や空き家に関しては老朽化が著しいこと、宅地に関しては、村外に宅地を求めるというケースも少なくないともお聞きをしている中で、令和3年度に住宅建設に適した村有地が確保されたところであります。</p> <p>定住促進に資する村内の住宅不足解消は、平成30年度から毎年村政に関する中長期重点課題に対する村長協議に上げられて検討をされる課題としてございまして、若者定住や村有地の利活用方法も含めた内部検討がされてきたところでもございます。その中で、定住促進に向けた村有地の利用活用手法といたしましては、ひとつに村営住宅を整備をしてい</p>
--	--

	<p>くということ、それから宅地を作つて分譲していくということ、それから土地を業者に無償貸与、貸付することで、民間事業者から建ててもらうといったような、この 3 つの方法を掲げて現在は、その中の村営住宅整備に続いて、その 2 つ目となります宅地分譲の実行に向けて取り組んでおるというふうな状況にございます。</p> <p>最後に、今後の宅地分譲構想については、どのように考えているかというご質問でございますが、今回の上区地区での普代村定住促進団地宅地分譲事業の販売状況、これを踏まえた中で、義務教育学校の建設地となる白井地区やその周辺地域の村有地、そして旧堀内小学校校庭の一部、あるいは本年羅賀地区で診療所の脇で村営住宅 3 棟を建設をしましたけども、その隣接の続きの村有地、さらには上区の個人名を出して申し訳ございませんが、佐々木康雄さんとか安西さんの上の付近、西側の部分ですが、13 地割でございますけども、村の所有地 2,829 m²、850 坪ほど保有してございますので、この部分を造成をするなどをいたしまして、未利用地の利活用なども、しなければならない状況になればいいんですけども、そういうふうになるよう努めながら、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えさせていただいておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>8 番大上智議員。</p> <p>1 番について再質問いたします。分譲地の背面に位置する村道沢山 5 号線の改良工事は、令和 5 年度当初予算に 1 千万計上し、続く令和 6 年度当初予算で 5 千万計上され、合計 6 千万円の事業費で、工期が令和 5 年 9 月 7 日から令和 6 年 12 月 27 日までとなっておりますが、素人目にはまだまだ完了までには程遠いように見受けられます。</p> <p>また、分譲地区画ナンバー 4 番は今も整地が遅れているように見受けられますが、分譲地の予約受付を開始しても大丈夫なのか伺います。</p> <p>また、この村道は令和 7 年度以降も法面等の継続工事となるものと思われますが、いつ完了予定なのであるか伺います。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。まず沢山 5 号線ということでございましたが、上の日向哲夫さんのとこの道路の件だというふうに思いますので、あの部分につきましては、お話をとおりの現在の進捗状況というふうなことでございます。</p> <p>過去の災害において、国道が全面ストップになった。それから、申し訳ないですけど、嵯峨議員さんの前がすべて T 字路がストップになったというふうなことも踏まえながら、あの道路がまだこうなんですか、急な法になつてるので、滑ってもいきそうだといったようなことで、その迂回路用、そして滑り止めの防止というか、そういったことを含めての、災害対応含めての工事をやらさせていただいておるところでございます。いずれ、少し遅れがちに進んではおりますけれども、最終的には、</p>
議長代理 大上智議員	
議長代理 柾屋村長	

	<p>普代小屋瀬線にとりつくように急ぐ工事を進めていきたいというふうに思っております。</p> <p>それから、分譲地のまだ土が残っている部分、今一所懸命取っていると思いますし、それから少しタイヤとか残物のある中で、そういういたものを片付けながら進めているようでございます。完全に 16 日までに取り除けるかどうかはあれですけども、一応先行予約は受け付けられる状況というふうなことに、支障がないというふうに思っておりますし、先行予約分ですので、しっかりそれから更に測って、面積を確定させてというふうなことにもなっておりますので、予定どおり進めていきたいなあというふうに思っております。</p> <p>それから、もう 1 点すみません、聞き落としましたが、申し訳ございませんが再質問でまた、ご指導いただければと思います。</p> <p>8 番大上智議員。</p> <p>今質問した村道沢山 5 号線ですか、結局あくまで関係ないようなあれですけども、今回の分譲地の背面にある道路だから、あそこの法面は分譲地のもっと茂市側っていうか、今一生懸命法面の改良工事をやってるよう見えるんですけどもね。結局、そのへんの改良もしっかり工事急いでもらって、せっかく分譲して、希望者の方に迷惑をかけないような方向で、早めに道路の方の工事も進めばいいなあと思っての質問ですので、そのへんよろしくお願ひしたいと思いますし、その区画ナンバー4 番のところの残土っていうか、残ってる部分、16 日くらいまでにはというようなあれで、結局、いろんな用途に使われると思うんですけども、あくまでこの間、そろそろ分譲を開始するっていう時点で、まだ残土が結構あったように見受けられたもんですから。この状態で分譲をするのか、まだちゃんと整地もできてないのに分譲して大丈夫かなあと思ったので。今 16 日までには何とか整地も完了するっていうような話を聞きまして、まず、いやまあいいんでないかなあと思っての質問でしたので。これは終わります。</p> <p>2 番目についての再質問ですけども。これ洋野町においては人口減少対策として、分譲地構想実現に十数年費やしたようですが、本村においても同様だと思いますが、事業実行にあたりニーズ調査結果等踏まえた分譲募集要領、これはご存じのとおり、宅地分譲申し込みから所有権移転までの流れ等が掲載されたものですが、この分譲募集要領、あるいは P R 用チラシ、あるいはフライヤー等は作成されているのか伺います。また、それに関わるものと思われる、定住コーディネーターとの連携等は図られているのか伺います。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>お話の部分、今一生懸命取り組んでおるところでございます。</p> <p>チラシについても、決裁をしましたので出来れば、案段階のものを今議員さんに配布をさせていただきたいというふうに思います。</p>
--	--

		<p>あと、コーディネーター等との連携の部分でございますけれども、お話をのとおりやっぱり連携を強めて取り組んでいかなければならないというふうなことと思っております。まだちょっと具体的な部分進んでないかもしれませんけども、募集と同時に進めていけるように準備をさせたいなあというふうに思っております。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>ただいまのPR用のチラシですけども、この間協議会の時にもらったチラシだと思うんですけどね。その表面の方に、裏にその子ども支援っていうのをチラシに載せますっていうのがあるんですけど、それは載せてるものはもうすでに配布はされてませんけども、できるようならですね。これ洋野町なんかでは、かなりそのへんにも力を入れて、分譲地に定住した場合は、こういうふうな、一生懸命子育てとかいろんな支援をやってますっていうのが、一面に載ってるのを見たもんですから、これはかなりいいPRになるんではないかと思ったんですけども、そのへん説明願います。</p> <p>中村政策推進室長。</p> <p>今議員さんお話をありました、全協でお示ししたのは表面だけだったんですけども、裏面についても策定済でございますので、後ほどですね、お昼休憩の際にでもそちらの裏面の方も議員さんの方にご提供をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>分かりました。続きまして、同じく2番についてでございますけども、この事業推進に当たりまして、洋野町等で施行されている宅地分譲施策に付随する移住者定住支援策としての、定住化促進奨励金交付事業等は、本村においても独自のものを検討すべきだと思いますが見解を伺います。</p> <p>中村政策推進室長。</p> <p>今の現段階ではですね、移住者向けにつきましては、村外から転入された方については、分譲の販売代金の方から50%削減ということで、一応これをまず村外の方々の目玉としておりまして、洋野町が行っている制度などについては、今後ですねちょっと検討はさせていただきたいと考えております。以上です。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>室長が調べていて、もうすでにかなり勉強はしてると思うんですけども、洋野町とか青森県の南部町ですかね、あそこでやってる定住化促進奨励金交付っていうのは、洋野町の場合はいろんな条件を示して、その条件を満たした世帯主に18歳以下の扶養親族1人当たり月に7千円を3年間、36ヶ月交付するというようなあれです。あとは南部町の場合は、固定資産税相当額を3年間交付するというような制度らしいんですけども、そのへんご存じで、それでこのとおりというのは、もちろん無</p>
--	--	---

	<p>議長代理 中村政策推進室長</p> <p>議長代理 大上智議員</p> <p>議長代理 大上智議員</p> <p>議長代理 柾屋村長</p>	<p>理だと思うんですけども、そのへんどのように考えますか。 中村政策推進室長。</p> <p>今後取り組ませていただきますこの宅地分譲の事業の申し込み状況なども踏まえまして、まず南部町さんとか洋野町さんがやってる移住者施策の制度っていうのは承知しておりますので、そういうのをですね、また来年度のサマーレビューであったりそういう中で、ちょっと内部検討の方もしてまいりたいと考えております。以上です。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>以上で、1番目の質問を終わります。ありがとうございます。 それでは、大上智議員の2項目目の質問を許します。</p> <p>大上智議員。</p> <p>2番目の質問は、新普代村魚市場における村と漁協の関係等についてでございます。</p> <p>新地方卸売市場普代村魚市場における、村と漁業協同組合の関係等について、以下伺います。</p> <p>1番、6年度中に策定するとしていた、村の関与等が定められる、魚市場経営戦略、魚市場条例、魚市場業務規程、条例施行業務規則等は策定されているものか伺います。もちろんこれは、今の段階での案と思いますけども。</p> <p>それから、2番、魚市場運営委員会は組織されておるものか、伺います。</p> <p>3番、魚市場は、地方自治法に基づく「公の施設」に該当することから、指定管理者を指定するものか伺います。</p> <p>4番、建設総事業費における、地元実質負担額15%にあたる約2億1千万円の負担割合等、償還方法の考え方について伺います。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>新魚市場につきましては、10月に工事が完了しまして、現在漁協さんと市場の運営方法等について、設置者は普代村、それから開設者は漁協さんとすることで、協議を進めているところでございます。このことを念頭に置きまして、議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>1点目につきましてですが、魚市場の設置条例につきましては、本定例会に提案をさせていただく予定でございます。それから、ご審査をよろしくお願いする中で、規則等ですね、市場関係の規則等については、漁協さんと細部について協議をし、年度内にこれ決めていく予定しております。魚市場の業務規程でございますけれども、開設者が漁協さんと予定をすることから、漁協さんで現在の業務規程の一部を変更することとなるやに思います。それから経営戦略につきましては、これも開設者が漁協さんになりますことから、策定については必要かどうかも含めまして、県に確認中ではございますけども、必要があるというふうなことになれば、市場運用の開始までに策定をされるというふうなことで理</p>
--	---	--

	<p>解をしております。</p> <p>それから 2 点目の魚市場運営委員会につきましても、これも漁協さんが開設者となりますことから、現在の委員会が継続されるというふうなことで考えてございます。</p> <p>それから 3 点目の指定管理につきましては、議員お話のとおり公の施設ということになりますので、漁協さんを指定管理者として指定することで準備を進めまして、3 月定例会に指定の議案を提案をさせていただきたいというふうに考えさせていただいております。</p> <p>それから 4 点目の実質負担額 15% にあたる、約 2 億 1 千万円の負担割合についてでございますが、最終案といたしましては、実質負担額は 2 億 948 万 9,382 円というふうに考えておりまして、総事業費に対する負担割合というのは、15% を超えて、15.9% になるというふうに考えております。それでその 2 億 948 万 9 千円余の負担の額の割合でございますけども、村の負担額が 1 億 3,157 万 6,710 円、漁協さんが 7,791 万 2,672 円というふうに予定をしております。負担率につきましては、従前よりお話しがしておりますように、村 10% そして全体が上がってございますので、漁協さんが 5.9% というふうになるものでございます。償還方法につきましては、7,791 万 2,672 円これを漁協さんに負担をいただきたいというふうな考え方でございますが、これを 38 年間で使用料として負担をしていただきたいということであります。千円未満切り捨てで、1 年間で 205 万円をお願いをするものでございますし、これとは別途建物共済の保険金、現在 50 万円程度と予想しておりますけども、これにつきましても漁協さんで実費負担というふうなことで、考えさせていただいております。</p> <p>以上、大上議員さんの 2 項目目の質問の答弁とさせていただきます。</p> <p>議長代理 大上智議員</p> <p>8 番大上智議員。</p> <p>まずもって、最初にこの通告時点で、私不勉強なために、そのあくまで公設民営の市場というのの前提で通告して、なかなかこうちぐはぐなこれから質問になると思うんですけども、あくまで開設者は村であって、そして卸業者が漁協っていう立場で、他の市場見ますとそういうのだったもんだから、あくまで市場法では民営でもそれは開設者にはできるというようなことは、分かってますけども。なかなか急に今日のあの村長の行政報告を見て、「ああ、そうだったのか」と思って、非常に不勉強を恥じているところでしたけども、まずそのへんを踏まえてこれから質問にご指導を願いたいと思います。</p> <p>1 番目について、以下 3 点について伺いますけども。</p> <p>その 1 点目、あすあす竣工式を迎えることになる地方卸売市場は、条例で定めることにより、地方公営企業法の適用が可能となっておりますが、地方公営企業法を適用するものか伺います。</p> <p>次に、2 点目でございますが、地方卸売市場普代村魚市場の知事への</p>
--	--

		<p>認定申請はいつ頃の予定か伺います。これも今話したように、漁協さん自身がその開設者になればこのへんも支障にならないのか、漁協さん自身が認定申請するのかなあ、このへんもちょっとご指導を願いたいと思いますし。</p> <p>次、3点目のその卸売市場法の第13条3には地方卸売市場の認定申請には業務規程の添付が義務付けられておりますが、業務規程はこれは含めてもう漁協さんの方でこれは策定して、県知事の方に添付してやるもんか、そのへんの説明をお願いいたします。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>まず1点目、公営企業につきましては、今回の市場につきましては公営企業しないこととなります。市場会計は特別会計にするというふうにうたわれておりましたので、それについて準備は進めております。あと、業務規程とかそういったの、知事の申請ということになりますは、開設者がまあ漁協さんということで、若干の修正どうしてもございますので、変更について知事さんの方に漁協さんの方から提出することになります。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>結局その建物は早い話村で作って、あとは全てって言えばすごい語弊が生じると思うんですけども、その漁協の方の卸売業者が申請なりなんなりするっていうように今聞いたんですけども、あくまで村で作ったのに対して村のいろんな卸売業者つうか、県に関してのその認定とか、そういうふうなあれはないものというか、省略されるっていうふうに理解すればいいんですか。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>村の方では設置者ということだけで、あと業者関係のこととか、運営のことは従前よりそうしたいということでお話ししておりましたように、漁協さんに表現はあれですけども、全ての部分をさせていくといったようなことで考えさせていただいております。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>なんかほかの一部のあればっかり見てきたもんだから、なんかすごい村とのあれが村長自体のその権限というか、承認とかそういうふうな権限は全然その必要なくて、もう漁協さんの方ですべてこの魚市場を運営っていうか、やっていくと。どうも村とのあれが、つながりがなんかもうちょっと村の制限っていうものはなくていいのかなあと思うんですけど、そのへんいかがですか。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>確かに村長答弁のとおり運営に関しては漁協さんで行っていただくということの、開設者は漁協さんという形での協議を進めてございます。村が一切何も、自由に漁協さんがやるのかということにつきましては、設置条例の中でも禁止行為という形で、こういった勝手にこう権利を譲</p>
	議長代理 大村建設水産課長	
	議長代理 大上智議員	
	議長代理 柾屋村長	
	議長代理 大上智議員	
	議長代理 大村建設水産課長	

		<p>渡したりとかそういった分はやっちゃいけませんよということで、禁止行為とかそういったものはうたわせていただきます。村としてはそういった部分で、使用方法については漁協さんに対してそういった制限を設けるという形になります。以上。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>そうすれば、ほかの市場であるダラダラ、ダラダラと言えば非常に失礼ですけども、その多い条項のあれは全然もう村の方では作る必要がないというようなことなわけですね。どうですか。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>設置条例については、これから提案させていただきますが、開設者が村になった場合は、確かに議員おっしゃるとおり、細かい部分についても買請人の承認とか、市場の運営委員会の設置とか、そういった部分細かいとここまでうたう必要がございますけども、今回開設者が漁協さんという形で協議を進めておりましたので、設置条例についても今回提案したような条項が11条くらいですか、その条文の設置条例となります。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>じゃあ、続きまして3番について、再質問いたします。</p> <p>地方自治法第244条の規定によれば、公の施設とは、住民の利用に供することを目的とし、住民の福祉を増進する施設でなければならないと、ありますが、魚市場は、一部の限られた住民の利用に供する施設のように思われますが、見解を伺います。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>お答えをいたします。いずれお話の部分と、それから不特定多数の漁業者さんも使ったり、いろんな方々が利用するといったような観点で、数の部分もまあそうですけども、いずれ広い意味でのその皆さんを使うというふうな中では、公の施設に該当するというふうなことで判断をしております。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>まず市場も公の施設で、一般の方々も利用できるっていうような答弁だったと思うんですけども、そのままず他の大船渡市場なんかだったら、市場自体はもうその大船渡の株式会社にもう任せて、そこから使用料で、そこの中は、1階の部分はそれで運営すると。ですから2階、3階の部分は食堂なりなんなりあるわけですけども、その分はもうあくまでこれは公の施設というあいで規定で、そこからもう利用料っていうので決まったあいで徴収するっていうようになんか書いてあったもんだから。ああ、そうすればその大船渡でいうところ、その1階部分の市場っていうか、その部分が公の施設っていう判断して、それで指定管理制度を取ったのかなというふうに、ちょっとあれって思ったんですけど。そのへん、村長どのようにお考えですか。</p> <p>大村建設水産課長。</p>
	議長代理	
	大上智議員	
	議長代理	
	大村建設水産課長	
	議長代理	
	大上智議員	
	議長代理	
	柾屋村長	
	議長代理	
	大上智議員	
	議長代理	
	大上智議員	
	議長代理	
	大村建設水産課長	

	大村建設水産課長	まず、大船渡につきましては公設ということもありますので、一部は確かに食堂とかそういう部分に提供しているわけでございますけども、あくまでも公的資金を投入しての施設ということで、1階は魚市場ということでございますので、全体で公の施設というふうな考え方で指定管理にしているものと思っております。
	議長代理 大上智議員	8番大上智議員。 公の施設は、公的な資金を使ってれば公の施設になるっていうふうに判断したのか、どうもそのへんちょっと疑問なんですけども。まずこの2番目の質問は以上で終わります。
	議長代理 大上智議員	それでは、大上智議員の3項目目の質問を許します。 8番大上智議員。 3番目の質問は、当初予算計上事業の進捗状況についてでございます。令和6年度当初予算に計上されております、以下の事業の進捗状況を伺います。
		1番、移住・定住促進を目的とした空き家バンク登録の起爆剤としてうたった「普代村空き家バンク登録促進事業」。 2番、新婚新生活補助金、これは結婚新生活補助金だったかもしれませんけども、「結婚応援事業」。 3番、豪雨災害に見舞われた太田名部地区の「上の沢川護岸整備工事」。 4番、観光客誘致の売りとなり得る「普代浜園地キラウミの整備事業」。 5番、地区民の憩いの場となる、太田名部地区公園造設の「漁村地域活性化事業」。 6番、地区民の憩いの場となる「災害後方支援拠点広場整備事業」。
	議長代理 柾屋村長	この以上6点の進捗状況を伺います。 柾屋村長。 大上智議員の当初予算計上事業の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。 まず1つ目でございますけども、はじめに普代村空き家バンク登録促進事業でございますが、本年9月30日に、新たに2件の空き家情報バンクへの登録がございましたが、やはりあのこの物件につきましても、即時入居に至るまでには、環境整備等が必要な物件となっておりまして、今年度新たに創設いたしました、空き家バンク登録促進事業補助金の活用も視野に環境整備等、検討もいただくというふうなお願いもしているところでございます。また、今般積極的な制度活用が図られるように、本議会に空き家バンク登録促進事業補助金の制度拡充関連の補正予算を計上させていただいております。議会承認後、現在の空き家情報バンク登録済の4物件の所有者様をはじめ、村内への情報提供を行なながら、空き家情報バンク物件が賃貸や売却の成約までつながるよう、空き家の利活用促進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。 次に、2つ目の事業でございます。

	<p>結婚応援事業でございますが、村内での成婚実績がなかなか上がらない中ではありますが、引き続き結婚新生活支援事業補助金の補助対象要件世帯の情報把握に努めながら、プッシュ型での制度利用を促してまいります。また、結婚への理解醸成や i サポへの登録を促すため、引き続き丁寧な情報発信にも取り組んでまいります。</p> <p>3 番目の事業、上の沢川護岸整備工事でございますけども、測量設計業務委託が完了したことから、12 月 6 日に入札を執行いたしまして、3,960 万円で契約済みとなるものでございます。工事日数は 95 日間ということでございまして、3 月 15 日限りといったことを予定をさせていただいております。</p> <p>次に、普代浜園地キラウミ整備工事でございますけれども、9 月に工事発注済でということで、12 月の 27 日に工事完了予定ということで現在施工中というふうになっております。</p> <p>それから、5 つ目の事業でございますが、漁村地域活性化事業、ミニ公園、太田名部の部分でございますが、11 月に発注済で年度内の完成に向けて取り組んでおります。併せて今議会におきましては、村政懇談会であそこら辺のあの橋を含めた地域が、少し暗いといったようなことございましたので、この事業の中での街路灯の整備に係る補正も今回計上させていただいておりますので、ご審査のほどをお願いをさせていただきます。</p> <p>最後に、災害後方支援拠点広場整備事業でございますが、本年度が一応の最終年度ということにしており、現在東屋 1 棟とサイン看板等 2 基の整備を進めてございます。工期は来年の 2 月 12 日までとなっております。そして議員お話のとおり、平時には地区民の憩いの場としての 利用も見込まれますので、住民の皆さまのご意見もお伺いしながら、さらに必要な設備等があるようであれば、新年度以降にも整備に努めてまいりたいと思っておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>議長代理 大上智議員</p> <p>8 番大上智議員。 まず 1 番について、再質問いたします。</p> <p>この事業は、さらなる移住者定住促進を図る目的で発展的施策の展開ができ、村の空き家資源利用施策をより積極的に推進するため、青森県南部町で実行している、定住促進空き家活用住宅事業等を検討したらいかがか、見解を伺います。</p> <p>議長代理 杻屋村長</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>他の自治体の例、議員お話のように参考になるというふうに思いますので、今お話のあった団体を含めて、今後実例等調査しながら、まず借りてもらえるような物件に何とか整備とかあるいは改修等をしていただくということも重要なので、そのための取り組みと、それから移住して</p>
--	--

	議長代理 大上智議員	使ってもらうことへの取り組みといったものを進めてまいります。 8番大上智議員。 この定住促進空き家活用住宅事業っていうのは調べてもらえば分かると思うんですけども、簡単に言えばその空き家を村で借り受けて、そして改修すると。そして、その定住者を募集してそして10年っていうようなあれを期限があるらしいんですけども、その間はもう、あくまでそこは住宅の所有者とあとはその借りる方との間に、不動産業者がもちろん入って仲介して、それでその改築の費用とか、あとはその所有者との話し合いで家賃が決まる事業らしいんです。逆に言えば、借りてもらうことによって、その住宅の管理もできるっていうような、結構研究してもらえばいい制度になるんでないかなあというふうに思うんですけども、このへんいかがですか。
	議長代理 柾屋村長	柾屋村長。 ありがとうございます。ご指導いただきまして。管理の面を含めての効果もあるというふなことでございますので、南部町の例しっかりと勉強させていただきます。村政懇でもお話ししましたけども、その際の改修費の投資分がどのくらいかかるのかといったような、個々の家屋によって違うわけです。そのことと、あるいは村がそのコンパクトなものでも補助事業をもらって、あるいはバックのある起債をいただいて建てたときの実質負担がどうなのかといったようなのをよく検討をしながら取り組むようにといったようなことで、進めてまいりたいというふうに思っておりますので。その南部町の例、しっかりと勉強させていただきます。
	議長代理 大上智議員	すみません、12時過ぎましたがそのまま続けます。 8番大上智議員。 次に、2番について再質問いたします。
	議長代理 中村政策推進室長	この事業においては、受給後、事件等何らかの事由により、世帯が同一年内等、早期に転居せざるを得なくなった場合、この補助金の返還義務は生じてくるものか伺います。
	議長代理 大上智議員	中村政策推進室長。 結婚新生活支援事業補助金。はい、こちらの方には補助金の返還義務はございません。ただ、例えば、普代村で結婚をして、そこで補助金をいただきました。転出して離婚してしまって、また再婚したっていうときには一度この制度を使っていると、もうそのほかの市町村では使えないという制度の仕組みにもなっておりましたので。そういう内容になっております。
	議長代理 大上智議員	8番大上智議員。 あくまで普代に住もうというか、定住しようというふうなで、新婚家庭を応援する事業だと思うんですけども、せっかくその応援しようと思ってても、その先ほどあったような事由になった場合に、あくまで、その2カ月、3カ月後にはもうバイバイっていうようなあれになって、そ

		<p>うすればせっかくの事業が、受給してもその返還義務が生じないってなれば、そのへんちょっと問題が起こんないのかなあ、それともまあ、そういう制度だからそれでいいんです、っていうようなことでしょうか。 杠屋村長。</p> <p>何て言いますか、そういうことを前提に、そういうことがもあるかなあということ前提に、その補助を受ける人はないような気がしますので、できるだけそういったことは起きないような村のサポート等ができる場合には、そういったこともしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。</p> <p>大上智議員。</p> <p>どういうふうな理由あっても、とにかくもうその受給した分は返還はしなくていいんだっていう制度なわけですね。</p> <p>中村政策推進室長。</p> <p>そうですね、実際にですね対象となる経費というのも決まってって、例えば結婚に伴って引っ越し費用であったり、新居というか借りた家賃の経費であったり、そういうものが対象になるので、もしですね、仮に例えばもう 3 カ月程度で事情で離婚してしまったとなった場合には、その 3 カ月までの家賃については対象にはなるんでしょうけど、それ以後のものは対象にはなっていかないことにもなりますので、そういう制度の内容でございます。</p> <p>8 番大上智議員。</p> <p>この事業、まあ多いか少ないかという議論になると思うんですけど、我々からすれば結構なあが支給される金額のように見受けられたもんだから、なんかまず、すぐすぐやってて、下手に利用されなきやいいなというような危惧があったもんですから。まず、わかりました。</p> <p>以上で全ての質問終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、8 番大上智議員の一般質問を終わります。</p>
休 再	憩 開	<p>議長代理 議長</p> <p>議長代理 議長</p> <p>議長代理 議長</p> <p>議長代理 議長</p> <p>議長代理 議長</p> <p>議長代理 議長</p> <p>齊藤議員</p>
		<p>ここで、昼食のため 1 時 15 分まで休憩といたします。 (12 : 05)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (13 : 15)</p> <p>ただいまの出席議員は、10 名であります。</p> <p>次に、4 番齊藤正明議員の一般質問を許します。</p> <p>4 番齊藤正明議員。</p> <p>4 番齊藤正明です。</p> <p>通告に従いまして、質問をさせていただきます。</p> <p>はじめに、1 項目目をお願いします。</p> <p>四村連携の交流事業の推進について。</p> <p>令和 5 年 10 月に九戸村、野田村、田野畠村、本村の県内 4 つの村で構成する「四村サミット共同宣言」を発表しております。小規模自治体が抱える課題解決や豊かな自然資源を生かして魅力の情報発信など、四村</p>

	<p>と連携できる部分は協力して、交流事業の推進を展開し、共通課題を連携して取り組んで結束していくことが必要だと考えます。</p> <p>今回の四村連携の交流事業の推進は、産業振興、人口減少、共同での企業誘致、若者の定住対策を検討し四村で何ができるか考える可能性を探る大きなチャンスと捉え、地域経済の活性化に向けた事業に発展させてもらいたいと思います。</p> <p>四村による地域おこしを進めていくためにも、これまでのよう に 1 つの村だけで対応するのではなく、九戸村、野田村、田野畠村、本村の幅広い分野に活用できることから、四村連携の合同メリットを最大限に生かし、新しい仕組み・取り組みをさらに強化していくことが大切だと思います。</p> <p>そこで、これまでの経緯と活動内容の状況等について伺います。また、今後どのような交流事業の取り組みを考えているのか、お伺いいたします。</p> <p>沼屋村長。</p> <p>齊藤正明議員の四村連携の交流事業の推進についての質問にお答えをいたします。</p> <p>四村連携については、過去において産業振興を主とした連携事業を模索した経緯もあった中で、昨今的人口減少化における小規模自治体を取り巻く状況や、県における小規模自治体支援の動向等を踏まえ、四村長合意のもと、令和 5 年 4 月に四村副村長等による今後の県内四村の連携事業を模索するための意見交換の開催を指示したところあります。そうした中で、議員のお話にございました令和 5 年 10 月 13 日に盛岡市のイオンモール盛岡で開催された、黄金の國、いわて。美しの村四村フェアとことん岩手祭の物産イベントのオープニングセレモニーとして、達増知事も出席された中、四村サミット共同宣言が行われたところあります。</p> <p>共同宣言の内容としましては、1 つに小規模自治体が抱える共通課題を明確にし、共に知恵を絞り、共に協力し合い、その課題解決に取り組んでいくこと。</p> <p>2 つ目にそれぞれの自然資源、人文資源を共有連携し合い、活力ある自然村づくりを進め、その魅力の発信にも努めること。</p> <p>3 つ目にふるさとに誇りを持ち、健康で心豊かな郷土愛を醸成するため、四村で何ができるかを常に考え、その可能性を探ること。</p> <p>の、3 つの項目を確認し合い、現在の四村連携事業の各種取り組みに至っているところでございます。</p> <p>これまでの具体的な活動内容及び取り組みとしましては、連携事業においては、継続性の確保が非常に肝要と捉えておりますことから、県の特命課長にも参画いただいての、企画担当課長レベルによる毎月の定例会議、イベント情報やイベント出演団体のリスト作成共有によるイベン</p>
--	---

	<p>ト総合連携、若手職員を対象とした交友研修事業の実施など、特に職員や関係者間の関係性構築に重きを置きながら、四村連携基盤の構築に努めているところであります。</p> <p>今後は、四村サミット共同宣言における四村連携事業案として、確認し合った郷土芸能、みちのく潮風トレイル、道の駅コワーキングスペースなどの各村それぞれの共通資源を共有・連携し合いつつ、更なる関係性の輪を深化させながら、四村連携基盤の強化と共通課題の解決に向け取り組んでまいりたいと考えておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>齊藤です。</p> <p>再質問させていただきますが、今これまでの経緯、活動内容、状況ということで、当初概要の中では、令和5年に副村長さんと企画、担当課長さんの意見交換会からスタートということで、さらにまたその年には、美しの村四村フェアとことんいわて祭という開催をしたわけですけども、その時ですね、取り組み、考え方を各首長さんで発表しておけますけども、その中で今後の取り組みについても、考え方というのは継続性、共通課題をやっていくということなんですけども、1つお聞きしたいのは、連携しているときの四村の首長さんの反応等、まあ感想ですか、それをお聞きして、再質問とさせていただきます。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。スタートあの九戸村の村長さんの発案等々で、お話のような経緯をたどってこのオープニングセレモニー、そして知事さんも出席した中での四村サミット共同宣言というふうなことになったわけでございますけれども。いずれの首長におきましても、やっぱり四村という同じ規模というか、そして同じその産業あるいは悩みとすれば人口減少等々を抱えている中で、やっぱりこう連携して取り組むこと、あるいは調査研究等をしていくことは、それぞれの四村にとって有益、有効だろうというふうなもので、よりこれを発展させていくういうふうなことで、みんながまとまって今後も取り組みましょうというふうなことで最後確認をし合って、その年度の事業終わったわけでございますけれども。その後におきましても、いずれテレビにも出ておりましたけども、若い職員等が三鉄とかいろんな観光資源等々で勉強し合ったり、意見交換をし合ったりというふうなことでございますので。いきなりではないですけども順調に進んでいくものというふうなことで、各首長も一気にではなくても着実にといったようなことで考えてもおったところでございますので、そのような中で、まずまず順調に進んできているのかなあというふうな思いでおります。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>今その感想、反応ですか、聞いていただきましたけども、やはり特に</p>
	<p>議長</p> <p>齊藤議員</p>
	<p>議長</p> <p>柾屋村長</p>

	<p>この取り組み経過の中でも毎月四村連携の会議担当課長さんですか、企画担当課長さん等がやっているようですが、これができるだけその中に子ども子育て担当課長さんが入ったり、あとは道の駅の職員さんがもうその会議の中に入ってるということで、こういったのは、活動の推進を特に進めていただければなあと思います。</p> <p>それと、あと2017年ですか、7年くらい前に築地の市場等の物産展、まあそういったもののPRですか、そういったのを開催したようですが、今後そういったのは特に取り組みというか、推進というか考え方は、四村はどのような考え方を持ってるか、お伺いします。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>お答えをします。今現在そのお話のとおり、子ども子育ての部分、あるいは観光交流の促進と、振興といったようなことが主な取り組みの中で表れておりますけども。これらはやっぱり共通する課題でもあるので、今後も進めていかなければというふうなことであります。そしてですね、観光振興、物産振興の部分で、他の市場とか、他の地域へのPRなり状況視察といったのも、今後も検討されるというふうには思いますが、今現在はそれぞれの地域、村にあるものを何とか生かして、四村の連携でうまく活用してPRして発信をして、そこに呼び込もうというふうなことが、まずは取り組みをしたいというふうなことで考えさせていただいております。で、その中でどうしても関連付けた取り組みとして、その外の部分への情報発信、あるいは外の現場に行っての情報発信といったようなことが必要であれば、それも実施をされていくものというふうに思っております。ご指導の点、よく理解をさせていただきますので、今後のその担当課長会議等の中で十分に議論をするように指示をさせていただきます。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>四村とも共通課題があると思いますので、できるだけその本村のこの産業振興等についても、すそ野を広げていく事業に推進していただきたいと思います。質問を終わります。</p> <p>4番齊藤正明議員の次の質問を許します。</p> <p>4番齊藤正明議員。</p> <p>4番齊藤です。</p> <p>次に、2項目目をお願いいたします。</p> <p>村民の多世代交流につながる新たなイベントの実施について。</p> <p>少子化、村人口減少、今こそ高齢者、若年層を含めた楽しく過ごし多世代の交流ができるような新たなイベントの場が必要であり、これを企画し実施すべきと考えます。</p> <p>村では、それぞれの世代での交流の開催には多く取り組まれていますが、多世代交流の場、子ども、若者、高齢者が一緒に集える場の設定が比較的少ないと感じます。</p>
議長	
柾屋村長	
議長	
齊藤議員	
議長	
齊藤議員	

議 長 柾屋村長	<p>多世代交流は、地域活性化への原動力として大きな効果があると思います。これは、自発的に地域住民から始まることが望ましいことだと思います。地域社会における人々のつながりはコミュニティづくりが原点ですが、ライフスタイル、考え方、すべてにおいて多様化にあふれた現実、つながりが途切れてしまった現状に対し、今は多世代交流の大切さを学び村民意識の共有をすべきと考えます。そのため、地域にも活気を戻すことができるなど、誰もが参加できるような新たな交流イベントを創出してはどうかと思います。</p> <p>子どもには村の良さを知り、大人には村の再認識につながる、老若男女が広く参加でき、多世代交流が図られるものを新たに実施すべきと思います。</p> <p>村としては、多世代の交流というものをこれからどのように取り組んでいくのか、村長の見解をお伺いいたします。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>齊藤正明議員の村民の多世代交流につながる新たなイベントの実施についての質問にお答えをいたします。</p> <p>村におきましては、クリーアップ大作戦、総合防災訓練、文化祭など村主体事業のほか、ふだいまつり実行委員会、音楽の広場実行委員会、村の第三セクターなど、他の実施主体が実施するイベントにつきましても、全村民全世代が参加できるようにと思いつつ、毎年関係者間で協議を重ね取り組みを行っているところであります。また現在、各地区の活動拠点として、村内全 13 地区のうち 11 地区内に集会施設が整備され、平成 26 年度からは地域の郷土愛醸成に資する地域活動に対し、普代村ふるさと元気応援事業補助金制度を創設をし、その支援にも取り組ませていただいております。そして、全国的に見ても地域福祉や防災など、複雑化する課題への対応の必要性がより高まっている中、全世代を通しての地域活動の重要性への認識も深めているところでもあります。</p> <p>また、ライフスタイルの変化等により、地域社会におけるつながりの希薄化への危機感も強く感じておりますし、地域活動を支える方々の高齢化、担い手不足など地域人材の確保育成も村の今後の重要課題であるというふうに認識しておるところであります。このような中で、議員お話しの多世代交流は、地域活性化への原動力として大きな効果があり、自発的に地域住民から始まることが望ましいとのご意見も、議員同様私も同じ認識でございます。今後村としましては、先ほど申し上げました、普代村ふるさと元気応援事業補助金を活用し、多世代交流事業を継続的に実施する団体もございますことから、このような取り組みや、自治会活動のメリットなどを村民の方々へ広く情報提供しながら、地域活動の助長を促してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>また、デジタル技術の活用をはじめ、地域おこし協力隊や地域活性化企業人の活動とも連携をし、高齢世代の方々が若者、現役世代へ寄り添</p>
-------------	--

	<p>える仕組みづくりをはじめ、多世代交流の活発化につながる仕組みづくりに向け、先例事例なども調査をしながら村民の皆様の提案なども含めまして、庁内及び関係者間で検討してまいりたいというふうに考えておりますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>4番齊藤議員。</p> <p>ただいま多世代交流につながるイベント等の状況について、答弁いたしました。確かに多世代が一堂に会することは、例えばスポーツとか趣味とかいろいろ音楽とかいろいろスポーツ教室、一定のルールを通じて、多世代が一緒に時間帯に交流するということは、なかなか難しい面もあるとは思いますが、今村民運動会とか球技大会というのもひとつではないかと思いますが、なかなかそれも今のこの少子化高齢化などのようなこのもていくためには、多世代交流はやはり各地区で、小さいながらもそれぞれやってはいるんですけども、なかなか前のようにそういったあが今会等が解散したり、青年会、婦人会、そういういろいろの会がやはり高齢化になってきてますので。そこらへんも含めて、やはり小さい地区でもそれぞれ村全体の多世代が一堂に会するそういうイベント企画をですね、村の方で何とか検討をいただきたいなあと思いますが、そのへんはいかがでしょうか。お伺いします。</p> <p>沼屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。お話のとおりその多世代交流、非常にこう重要でありますし、今後も可能な限り取り組んでいかなければならぬというふうに思うところでございます。一方、議員さんお話のように、その人口減少とか担い手不足とかといったようなことで、なかなかその実施に至るまでのその企画なりといったものがなかなか、益々できにくくなっているのも事実でもございます。村の方でもお話のあった運動会なり、あるいはスポーツイベントであり、来年予定をするかどうかまだ決めてないんですけども、海フェスタのことであれ、大変その実施に向けての苦労というか、検討が非常に悩ましいものもたくさんあります。きっとやらないもの、そして今度やるようをするもの、あるいは統合してやっていくもの等々、しっかりこう検討をして相談をしてやっていかないと、どれもこれもなんだか中途半端なものになってしまっても大変ということですし、その中途半端になってしまえば、議員さんお話のせっかくの効果もなかなか出づらくなってしまうことも考えられます。いずれ必要性わかりますし、一方でなかなか人口減少とかいろんな状況等の環境等の変化で難しい部分もありますけども、庁内でよく、実施できるもの、あるいは改革して実施していった方がいいもの、あるいはこの際目的達成で、ちょっと休んでみたりすべきもの等々あるかどうかそういうことを検討させていただいた中で、取り組んでいければというふうに思っておりますので、それこそ予算の審議等の委員会等もあるわけでございますので、その際にでもまた改めてのご指導をい</p>
--	---

	議長 齊藤議員	ただければというふうに思います。 4番齊藤議員。 最後の再質問ですが、もう1点だけ。 村の観光大使活用事業の中で、観光振興とか特産品の紹介、経済の活性化ということで力添えをいただいておるアンバサダーの方が任期が26年3月までですか。それらも含めて企画の方の考えはないか、そこをひとつお聞きして、質問を終わります。
	議長 柾屋村長	お答えをします。任期はちょっと私うる覚えでございますけども、いずれ任期が満了してもできれば本人が承諾をしてくれれば、今後も継続して銀次さんには、村の観光大使を務めていただきたいなあというふうにも思っております。そして、観光大使を活用して、いろんなお話のイベント等もやった中で、集客をし、そしてその中で、いつもこう言うんですけども、村内で外から来た人にお金を使ったり、帰りにお土産を買っていってもらったりというふうなことの取り組みも進めていきたいなあというふうに思っておるところでございます。そういったつながりももっていきたいなあと思って、今年の新年交賀会にはお願いをしようということで声掛けをさせていただいたら、すでに3日から9日までかな、どっかのキャンプ地に行っていろいろ取材等をしたり、指導等をするといったようなことでかなわなかったんですけども、いずれ機会を見ながら、議員お話のようなことについても取り組んでまいりたいというふうに思っております。
	議長 齊藤議員	なお、その一定の規模でなければなかなかこう、例えば10人、十何人の子どもの例えば野球のことでもなんでも、なかなかこう来ていただきづらいというのもあれですので、なんか他の地区とも、さつきもお話のあった四村連携ではないんですけども、いろんな隣近所の方々と一緒に100人とかそういった規模で集めて、そしてせっかくのアンバサダーさんに、あるいは観光大使に来ていただく中で、村の活性化というか、賑わいも作っていくことも考えなければなあというふうにも思っておりますことを申し上げまして、答弁といたします。
	議長 齊藤議員	4番齊藤議員。 質問を終わります。ありがとうございます。
	議長 議長	以上で、4番齊藤正明議員の一般質問を終わります。 以上で、一般質問を終わります。
休憩再開	議長	暫時休憩といたします。 (13:43) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (14:15) 日程の変更について、お諮りいたします。 本日の日程が早く終了いたしましたので、11日と12日の会議予定の日程を本日に変更したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし)

普代村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	議長	ご異議なしと認め、そのように変更することにいたしました。直ちに議事に入ります。 ただいま、配布いたしました議事日程（第1号-2）により、進めてまいります。 日程第6議案第6号「普代村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 高井総務課長。 それでは、ただいま上程されました、議案第6号について、ご説明いたします。 (以下、高井総務課長説明、記載省略)
	高井総務課長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第6号「普代村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
	高井総務課長	日程第7議案第7号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 高井総務課長。 それでは、ただいま上程されました議案第7号について、ご説明いたします。 (以下、高井総務課長説明、記載省略)
	議長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第7号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
	一般職の職員	日程第8議案第8号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正

の給与に関する条例の一部を改正する条例について	高井総務課長	する条例について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 高井総務課長。 それでは、ただいま上程されました議案第 8 号について、ご説明いたします。 (以下、高井総務課長説明、記載省略)
	議長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。
	大上智議員	8 番大上智議員。 8 番大上です。 ただいまの関連って言えばあれですけども、議案第 8 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、っていうところで、以前全協資料の中に人事院等勧告に伴う本村の影響額等っていう別紙の資料をいただいたんですけども、それの中の 4 番に人事院勧告に伴う本村の影響等の資料の総額が 4,362 万とびとび 24 円ってあるんですけども、これのどうしても計算方法っていうか、影響額のこの数字の出し方っていうか、それを簡単に説明願いたいと思います。
	議長	高井総務課長。
	高井総務課長	それでは、質問にお答えいたします。12 月 4 日に開催をされました、議員全員協議会におきまして、今回の職員の給与等の改定について説明をさせていただいております。その中で、今回の人事院等勧告に伴う本村の影響額等ということで、資料を議員の皆様に配布をしております。その中で総影響額ということで、4,362 万とんで 24 円の影響額ということでご説明をさせていただきました。その計算方法につきましてでございますが、現在の給料表から新しくベースアップされた給料表の金額で全職員分の給料を計算をして、それを 4 月から 12 月までの分ということでまず計算をしております。そのあと職員につきましては、1 月の定期昇給で給料が 4 号上がるということで、1 月以降の分につきましては、新しい給料表の中で、4 号上がった分も含めて計算をしております。その結果ですね、職員の方がですね、一般職が 61 名で 1,813 万 9,743 円ということになっておりますが、内訳といたしましては、給与分での影響額が 865 万とんで 800 円。期末勤勉手当での影響額が、531 万 6,625 円。そして給料に伴って村が負担する保険等の掛け金とかそういう部分の影響額もございまして、そちらの方がですね、427 万 318 円となっておりまして、合わせて 1,813 万 9,743 円と一般職の分はそのようになっております。

同様にですね、会計年度任用職員につきましても同じように、職員 64 名分ですね、4 月に遡って新しい給料表を適用させた形で差額の金額を計算をしております。なお、会計年度任用職員については、昇給が 1 月の昇給ではないので、昇給分は含めずに純粋な差額のみで計算をしたとい

		う内容となっております。結果としまして、会計年度職員につきましては、給与の影響額で 1,410 万 3,852 円。期末手当の影響額の方で、668 万 9,387 円。そしてその他の負担金等の関係で、468 万 7,062 円となりまして、合わせて 2,548 万 281 円というような影響額になっております。それでトータルをいたしまして、4,362 万とんで 24 円という最終的な影響額ということで、計算をしております。以上です。
	議長 大上智議員	8 番大上議員。 了解しました。どうしてもその負担額の分が、ちょっと見えなかったものだから。ただいまの説明で了解しました。ありがとうございます。
	議長	よろしいですか。 (「はい」と大上智議員)
	議長	ほかに、ございませんか。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 8 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
普代村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	議長 高井総務課長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 9 議案第 9 号「普代村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 高井総務課長。 それでは、ただいま上程されました議案第 9 号について、ご説明いたします。 (以下、高井総務課長説明、記載省略)
	議長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 9 号「普代村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
普代村消防団員の定数、給	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 10 議案第 10 号「普代村消防団員の定数、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。

与、服務等に 関する条例の 一部を改正す る条例につい て	高井総務課 長	当局の説明を求めます。 高井総務課長。 それでは、ただいま上程されました議案第 10 号について、ご説明いた します。 (以下、高井総務課長説明、記載省略)
	議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。
	金子議員	1 番金子泰男議員。 1 番金子でございます。
議 長 高井総務課 長		この条例に異議があるものではございませんが、ひとつだけお聞かせ をいただきたいなあと思います。この条例、今現在の消防団の実情に踏 まえまして、今の現状 165 人から 140 人とするわけでございます。そし てこの条例は、公布の日から施行するといったようなその文であるわけ ですが、この大筋の 140 名は分かるわけですが、各分団には分団でそれ ぞれ定数があるわけでございます。この各分団の定数を決めてからの施 行するのが本当に自然ではなかったのかなあというような気もするわけ ですが、この 140 名とする施行をするということを、なぜそこが決まら ないで急ぐ必要があったのかなあというように思いますので、ここの部 分をお聞かせをいただきたいなあと思います。
	高井総務課長	高井総務課長。
		それでは、金子議員のご質問にお答えをいたします。 消防団の団員の各分団ごとの定数につきましては、普代村消防団規則、 条例の下に位置するものだと思いますが、それの中で内訳が定められて いるものでございます。それで今回見直しをする中でですね、現在の普 代村の人口の状況であったりとか、あと高齢化の状況であったりとか、 あとは一方で機械器具が整備をされた中で、その消防の消防力が強化さ れている部分とか、そういうことを総合的に判断をした中で、ひとつ 参考として現在の消防団員の実人数も含めた中で、今回 140 という数を まず先に条例の方で決めさせていただいて、その中で今後、分団の方と 会議等を通じてですね、その 140 に合わせた中で、どのような内訳にする かということは、今後また団を通じて協議をさせていただいて改正をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。
議 長 金子議員		1 番金子議員。
		ありがとうございます。何もこの異議があつて言ったのではございま せんが、その分団事情というようなことが非常に今懸念をされているよ うな状況の中で、この分団の定数も決めて、この公布の日から施行する といったような部分であれば、以上に良かったのではないのかなあとい うような部分で、担当課から説明は 1 月になってから各分団の定数は相 談をしながら決めるといったようなことで理解はしているわけでござい ます。何もこの部分に問題があるわけではありませんが、その流れでい

普代村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について	議長 松葉住民福祉課長 議長 議長 議長 議長 議長 議長 議長 議長	った方が自然でなかつたのかなあという思いで今質問をさせていただきました。終わります。
		ほかに、ございませんか。
		(なし)
		なければ、質疑を終結いたします。
		直ちに採決を行います。お諮りいたします。
		議案第10号「普代村消防団員の定数、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
		(異議なし)
		ご異議なしと認めます。
		よって、本案は、原案のとおり可決されました。
		日程第11議案第11号「普代村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		松葉住民福祉課長。
		それでは、ただいま上程されました議案第11号についてご説明いたします。
		(以下、松葉住民福祉課長説明、記載省略)
		提案理由の説明が終わりました。
		これより、質疑を許します。
		(なし)
		なければ、質疑を終結いたします。
		直ちに採決を行います。お諮りいたします。
		議案第11号「普代村子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
		(異議なし)
		ご異議なしと認めます。
		よって、本案は、原案のとおり可決されました。
		日程第12議案第12号「法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		大村建設水産課長。
		それでは、ただいま上程されました議案第12号についてご説明いたします。
		(以下、大村建設水産課長説明、記載省略)
		提案理由の説明が終わりました。
		これより、質疑を許します。

地方卸売市場 普代村魚市場 の設置及び管 理運営に関す る条例の制定 について	議 長	(なし) なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 12 号「法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について」 は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
		(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
	大村建設水 産課長	日程第 13 議案第 13 号「地方卸売市場普代村魚市場の設置及び管理運 営に関する条例の制定について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。
		大村建設水産課長。 それでは、上程されました議案第 13 号についてご説明させていただき ます。
	議 長	(以下、大村建設水産課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。
		これより、質疑を許します。
	議 長	(なし) なければ、質疑を終結いたします。
		直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 13 号「地方卸売市場普代村魚市場の設置及び管理運営に関する 条例の制定について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございま せんか。
	高井総務課 長	(異議なし) ご異議なしと認めます。
		よって、本案は、原案のとおり可決されました。
令和 6 年度普 代村一般会計 補正予算（第 6 号）	高井総務課 長	日程第 14 議案第 1 号「令和 6 年度普代村一般会計補正予算（第 6 号）」 を、議題といたします。 当局の説明を求めます。
		高井総務課長。 それでは、ただいま上程されました議案第 1 号について、ご説明いた します。
	議 長	(以下、高井総務課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。
		ここで、休憩をしたいと思いますが、このまま続けてよろしいですか。 （「休憩」との声あり）
休 憩 再 開	議 長	はい、では 35 分まで休憩といたします。 (15:25)
	議 長	休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (15:35)
		これより、質疑を許します。
		6 番嵯峨典行議員。

	<p>嵯峨議員 議長 中村政策推進室長 議長 上戸鎖農林商工課長</p>	<p>2点ばかり、お伺いいたします。</p> <p>1点目がですね、13ページ総務管理費6の12委託料、次期総合発展計画等策定業務委託料皆増1,210万とありますが、この金額を見てびっくりしたんですけど、何にこんなにかかるのかなあと思って、ちょっとこれについての中身をお知らせください。</p> <p>それともう1点ですが、21ページ農林水産業費、1の林業総務費の中にはあります、7の報償費有害鳥獣駆除報奨金60万。これについて増額したということはさっきの説明でシカとかクマがいっぱい増えたために多分増えたのだなあと思うあれですが、それについての中身と、それにちょっと付随して、現在在籍している隊員が何名いて、だいたい罠を仕掛けたら日当をいくらぐらい払ってるのか、また、罠にかかったのを駆除して撤去するのにいくらぐらいかかるって、だいたいどのぐらいの隊員の方々にお支払いをしているのか、そこらへんの中身をお知らせください。</p> <p>中村政策推進室長。</p> <p>それでは、2款1項6目12節の</p> <p>（「もう少し高い声で、聞こえません」と嵯峨議員）</p> <p>すみません。はい、12節の次期総合発展計画の策定業務委託料の部分でございます。ちょっとその委託料少し高すぎるのではないかというご質問だと思うんですけども。まず議員さんおっしゃるとおり、今回の予算計上するにあたって、2社程度の業者さんから見積書も徴したところでございます。その中で、前回策定に660万の策定経費かかっておりまして、その内容と見比べたときに、やはりですねその、こういうコンサル業者さん、その積算に用いるのが国土交通省さんで設定する設計業務の委託等技術者単価そちらの方が、やはり令和2年度からまず今回令和6年度のその単価がございまして、そちらの方約1.5倍くらいですね単価が上がっているという状況もございます。またあと、この総合計画とか総合戦略策定するにあたって、最後に成果物となる製本代。こちらの印刷製本費の方も少し高くなっている状況でございます。</p> <p>あともうひとつの要因がですね、今回、総合計画の策定を2カ年にした理由といたしましては、前回の反省を踏まえまして、業者さん選定をするまでに、約だいたいあの前回の3カ月程度要しております、その1年の中で策定プロセスを踏んでいく中で、なかなか中の議論が十分に果たされないという課題もございます。そういう中で、前回できなかつた、各産業団体さんとの意見交換会であったり、まず各地区との意見交換会であったり、そういう工程もですね、今回この業務委託料の方に含ませていただきしております、このような1,200万という予算の方、計上させていただいたところでございます。以上でございます。</p> <p>上戸鎖農林商工課長。</p> <p>21ページの普代村有害鳥獣駆除報奨金60万円についてということでですが、まず60万円の根拠詳しくというお話しでございます。</p>
--	--	--

	<p>今年度から、広域捕獲活動での捕獲を支給対象に追加してございますし、現在捕獲頭数の増加が見込まれているということで、今回 60 万円の増額をお願いするものでございます。</p> <p>60 万円の積算につきましては、当初 145 頭での積算をしてございましたが、今現在もう既に 130 頭を超しているということで、これまでの実績を見れば、月にだいたい 30 頭から 40 頭捕獲されているということございます。残り 4 カ月掛けて、30 頭×4 カ月で 120 頭の増のために 60 万円に増額させていただくものでございます。</p> <p>次に、報奨金の報奨金額ということでございますが、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン等の小型のもの、それぞれ単価が決まってございますが、例えばツキノワグマでご説明させていただきますと、罠の設置が 1 基 2 万円、罠移動が 1 基 1 万円、捕獲が 1 頭につき 3 万円とそれぞれ単価が設定されてございます。この金額にですが、実施隊員、隊員の出動の人数、例えば 5 人が出動すれば 2 万円のところを 5 人で割って 4 千円になると。という積算になります。よろしいでしょうか。以上でございます。</p> <p>6 番嵯峨議員。</p> <p>1 番目のその 1,200 万の件に関しては、今いろいろ説明を受けて、まあ分かったと言えば分かった、分かんない、それにもずいぶん高いもんだなあという気持ちがあるわけですが。何も別に買うわけでもない、恐らく人件費が主だと思いますが、ちなみにこれはその製本費、物品分はいくらで、いろいろやってくれる人件費の方が、その割合づうか金額はどうなってのか、というのを教えてください。</p> <p>それとあと鳥獣の方ですが、今テレビを見ると結構全国各地でこういったクマの被害とか、いちばん問題のシカ。シカがとんでもない増えて畠を全滅させるとかよく聞いてますので、その 2 万円を 5 人で割って 4 千円というようなのもちょっと安すぎるんじゃないかなというような気もしますので、ここらへんの金額の改定に関しては、ほとんど準ボランティアみたいな感じでやってるとは思うんですけども、やはりもう少し、ある程度危険も伴う作業になると思いますので、近隣町村がどうだかというそんなのにはばっかりこだわらないで、普代村はこのぐらいの額は支払うんだというふうなのをやった方が隊員の励みにもなるんじゃないかなあと思いますので、そこらへんは来年度の予算編成の時にですね、500 でも 1000 でも上げてもらえるような予算書を出してもらいたいと思います。</p> <p>鳥獣に関しては答えはいりませんけれども、さっきの 1,200 万の方に関しては、ちょっとその物品分の値段と、その人件費的な値段の内訳をお願いします。</p> <p>中村政策推進室長。</p> <p>そうですね、この人件費とその物件的な割合ということですけども、</p>
--	---

	進室長	やはり人件費に係る部分が 7 割、その印刷デザインであったり製本の方に係るものが 3 割程度ということになっております。今 1,210 万円で予算計上をさせていただいておりますが、まず全国的に市町村の取り組み事例を見た中では、まず総合発展計画の中に、総合戦略を溶け込ませて、なおかつ、うちの方でもまた国土強靭化計画とかそういう計画の策定も来年取り組んでいかなければならないんですけども、そういうものを一体として策定をしている市町村の事例もございまして、今後ですね、運用の面で最少の経費でかつ効率的に、そして住民の皆さんに、理解しやすいような成果物を策定するようにも務めていきたいと考えております。
	議長	6 番嵯峨典行議員。
	嵯峨議員	はい、分かりました。最後になりますけど、総合発展計画の新しいのが出ると思いますので、これだけの予算をかけてやるのだから、そこらへんの方のことはしっかりとお願ひいたします。終わります。
	議長	ほかに、ございませんか。
	中上議員	5 番中上一登議員。 5 番中上です。 ページ数が 14 ページの 2 款 1 項 12 目の 7 節報償費に、普代村空き家対策等計画策定事業 6 万 9 千円あります。先ほど説明で、本村地区で 4 地区を計画しているということでしたけども、これはどのような業者さんがどのような調査をして、その調査の結果、どのようにするのかお願ひします。 次に、16 ページのこれは 2 の 3 の 17 備品購入費ですね。備品購入費皆増で 5 万円カメラということですけれども、説明書の方では、マイナンバーカード作成時撮影用カメラ購入による皆増とあります。これは、以前はマイナンバーカードを作るときは、写真を持参していたんですけども、次、マイナンバーカードこれは更新のことなのかどうかそこも含めてですね、作る場合は、体を持ってくれば写真も撮ってもらって、カード作成時まで完了できるという意味なのかどうかお願ひします。
		最後にもうひとつですね、次のページ 3 の 1 の 1、17 ページの上の方ですね。生活困窮者の物価高騰費特別事業費です 273 万。これは生活保護や高齢者世帯、ひとり親世帯に灯油、要するに灯油代を配るということなんですけれども。今、何も生活保護をもらってる方だけでなく、もう少し収入のある中間層の方も困窮してるというふうに思うんですね。ですから、もう少しこの中間層にもいくか、あるいは全世帯に配るとか、そういうふうにできないものかなというふうに思います。これ村単事業じゃないんで、持ち出しが出る可能性もあるんですけども、そこらへんの考え方はどうなんでしょう。プレミアム商品券かなり増額していただきました。これはこれとして、さらにこれが中間層の上の方までというので、その半額 5 千円だったとしても、村民の何っていうのか

	<p>なあ安心感というか、多分気分が全然違ってくると思うんですね。そういう意味でも、もっと広げてもいいんじゃないかなと思うんですけども、いかがなでしょうか。以上、3点お願ひします。</p> <p>中村政策推進室長。</p> <p>まず 14 ページの 2 款 1 項 12 目の報償費。普代村空き家等対策計画策定事業の 6 万 9 千円でございますけども、こちらの方ですね、こないだのちょっと全協の方でも、今後の取り組み方針としてご説明はさせていただいたったんですけども、将来的に空き家対策計画、村でも策定をしていきたいと。その策定をすることによって、國の方からも空き家の対策に関して財政支援も受けられるということで、今回補正予算計上させていただいたのが、空き家の基礎調査ということで、どこかのコンサルさんに委託するというものでもなくて、平成 28 年度に実施したように、村側で職員とあとは各行政区の地区の方で、その地区の中に精通する方にもお手伝いをいただいた中で、その空き家の所有者であったり、所在地であったり、管理者の方であったり、あとはできればその空き家の写真も撮った中で、今現在この普代村に空き家が何件あるかという現状調査を行いたいということで、今回は 4 地区部分の調査の謝礼の予算を計上させていただいたものでございます。来年度、令和 7 年度にはこの 4 地区、本村地区以外のその他の 9 地区についても継続して、その基礎調査の方は進めていきたいという内容でございます。</p> <p>松葉住民福祉課長。</p> <p>16 ページの備品購入費についてでございます。こちらマイナンバーカード作成用ということで計上させていただいております。確かにマイナンバーカードの当初のあたりにつきましては、写真を持参してというような感じだったかと思うんですが、その後、普及の関係で、うちの方に申請に来てそこで写真を撮れるというものはあったんですけども、そちらについて、ちょっとフラッシュが無く、写真を撮った際に暗かったりして、写真として認められないような場合がありまして、その文言につきましてはちょっと申し訳ないですけども、私の方ちょっと把握しきれていなかっただけで、職員が個人のものを持ってきて撮ったりして、利用して転送したり、データとして送っておりましたけれども、さすがにちょっと個人のものをいつまでもというのではなく、まずいのかなということがありますので、今回計上させていただいたものでございます。特に更新についてというわけではなく、物としてなかったというものもありまして、計上をさせていただいております。</p> <p>それと、17 ページの福祉灯油のことですけれども、こちらにつきましては、県の方の半額 3,500 円の補助のある部分のものというものでございますので、それに村として 3,000 円をプラスして、村で 6,500 円を足した 1 万円を非課税の高齢者、ひとり親世帯というふうな方たちを対象に、1 万円給付するというものでございます。</p>
--	--

	<p>議 長 柾屋村長</p> <p>議 長 中上議員</p>	<p>現時点については、一応今考えているのはこの部分だけを考えていて、その後についてはちょっと今国の方でいろいろ経済対策等の今国会等の方でもんくるんだとは思いますけれども、それが出てからになるかなというふうに思います。</p> <p>柾屋村長。</p> <p>課長からもお答えしましたけれども、物価高騰それから経済対策については、課長お話ししたように国の補正の件、まだといったようなことの中で、今なんとなく仕入れる情報によると、その重点交付金の追加交付があるということで、その夢ではないですでも、およそ算定をすれば、本村の場合では1千7、800万になるのではないかなあ、といった予測もしておりますし。</p> <p>それから知事さん、昨日県議会が終わった後に、今後の対策は国のがどうあれ、年内に何とかしたいというふうなことで、県からも何らかのアクションが起きてくるというふうに思っております。いつもながらですけども、そこらの状況を見ながら、適切に対応するよう、また議員さん方とも相談をしてやっていきたいなあと、対策を講じていきたいなあというふうな思いでございます。もしかすれば、行政報告でもお話ししたように、それらの計画について、議員さん方からも、ご意見をお聞きしたいというふうな話も触れさせていただいておりますけども、もしかすれば何かそういった額が固まれば、ご相談をかけさせて、年内に相談をして、できるだけ早く対応といった方向にもいくように取り組みたいというふうに思っておりましたので、よろしくお願ひをいたします。</p> <p>5番中上議員。</p> <p>空き家対策に関しては、はい、了解いたしました。</p> <p>マイナンバーに関しては、これは前回もそうですけども、村民の皆さんにはマイナンバーカード作るときとか、更新するときは写真いりませんよとちゃんと通達をするのかですね。これ、まちまちでしたよ前回はね。自分で持ってた人、行って撮ってもらった人、まちまちだったんで、これはちゃんと周知して、持つてこなくてもいいんであれば、持つてこなくてもいいよと。同じようにやった方がいいかなというふうに思いました。かなりその部分では混乱していた人が多いし、マイナンバーカードをなかなか作らないというのも、そこらへんにも原因がひとつあったように私は感じております。それ以外の理由の方が大きいんですけどもね。だからそこらへんは、そうであるのかないのか、前と変わるのかちょっとそこらへんをどういう方針でちゃんと伝えていくのかね村民に。そこらへんをちょっとお願ひします。</p> <p>あと、生活困窮者のこの先まだ対策等見てからと。明るい情報があるかもしれないというような話でしたけども。これに限らず、何かについて生活困窮者、生活困窮者ってそこにやって、国全体でもそうですが、なるべくこの低い金額に抑えたうえで、いかにも国民に手当をして</p>
--	---	--

		<p>いるような大きなニュースにするんですよね。だから生活保護を受けてない人でも、普通に給料もらってる人でも困窮してる人はいっぱいいるわけだから、いかにもそれらの人たちは困っていないんだというような感じを受けるんで、そこらへんどうも不満を感じるなあというふうに感じておりますんで、せめて村だけでもそこらへんも少し考えているんだよというような姿勢を示してもらえばうれしいなと、私だけでなく、みんなそうかもしれませんけども、思いますのでよろしくお願ひします。</p> <p>松葉住民福祉課長。</p> <p>たぶん周知の徹底が足りなかったのかなあというふうに思われます。また、今後もマイナンバーカードを普及していく、希望する方がいらっしゃることを考えた場合に、今議員さんがおっしゃったとおり、写真については役場に来ていただければ役場で作成してデータ等作って、手続きできるということの周知徹底をしたいと思います。</p> <p>(「はい、質問を終わります」と、中上議員)</p>
議 長	松葉住民福祉課長	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>8番大上智議員。</p> <p>議案第1号に関しまして、3点ほどお伺いします。</p> <p>まず最初に、14ページの2款総務費1項12目まち・ひとしごと創生費の18節の補助金のところで、普代村空き家バンク登録促進事業に160万計上しているわけですけども、この内訳が改修の方に110万円と、空き家環境整備の方に50万と。当初予算では改修に40万、残置物撤去に10万円これを計上したったわけですけども、これはすでにもう利用されているのか。</p> <p>次に、補助金拡充金額160万の積算根拠はどういうふうなあで160万っていう数字が出たものか。先月、12月4日の議員全員協議会時に配布された、空き家住宅支援事業補助金の拡充についての資料の2にあります、制度改革案金額等、今回の補正予算案金額160万との整合性について説明をお願いしたいと思います。</p> <p>次に22ページの6款農林水産費の3項水産業費4目の漁港建設費の11節の役務費、新魚市場整備事業役務料の111万6千円の中のスラリー製氷設備立上業務99万円、これはどういう内容か、説明をお願いしたいと思います。</p> <p>最後の3件目になりますけども、22ページの7款商工費1項1目商工総務費18節の補助金のところでございますけども、普代村起業支援補助金100万円、補正でまたやると。先日の12月4日の議員全員協議会時に普代村起業支援事業補助金交付金要綱の一部を改正する告示の説明資料が配布されたんですけども、その中に今まで新規だけの起業支援っていふうなあれだったんですけども、今回からは第2条にある、第二創業の商工分野っていうような説明で、それは日本標準産業分類に掲げる大分類、中分類項目のどれどれがこの第二創業の商業分野に当てはまる項</p>
議 長	大上智議員	

	議長 中村政策推進室長	目か、そのへんの説明をお願いしたいと思います。 中村政策推進室長。 それではまず、2款1項12目18節の普代村空き家バンク登録促進事業補助金の160万円増額の件でございます。まず、当初予算で計上いたしました改修費40万、それから環境整備費10万円の50万については、まだ未執行でございます。今回未執行部分について、補助金を改修費につきましては、40万円を150万円に拡充したものを1件分、それから環境整備につきましては、10万円を30万円にする拡充の環境整備分を2件分ということで、トータルで210万円の限定予算額になるように予算計上しておるものでございます。以上でございます。
	議長 大村建設水産課長	大村建設水産課長。 22ページ新魚市場整備事業役務料の中のスラリー製氷設備の立上業務でございますけども、現在市場の方10月に完成してゐるわけですが、このスラリー製氷機につきましては完成までに1回、機能的にちゃんと動くか試験運転はしておるわけですが、10月から実際稼働する4月まで間が空きますことから、いったんすべての海水を抜いて空の状態にしております。それを再度、4月市場稼働前にスラリー製氷を立ち上げる作業をしていただく業務役務料となりますけども、まず滅菌から一から全部やると。その中で、使用する漁協さんであるとか、製氷の方使用する加工会社さんであるとか、そういったところに合わせて操作方法等指導していただくという一切の業務が99万円というものでございます。
	議長 宮田商工観光振興室長	宮田商工観光振興室長。 ご質問にお答えいたします。22ページの普代村起業支援事業補助金に係ります第二創業を行う場合の分類はどの分類かという質問でよろしかったでしょうか。こちらは日本標準産業分類、こちらが総務省の方で掲げる中分類の項目を対象としようとするものでございます。中分類の方が現在およそ100事業ございますので、そちらに該当する事業であれば、こちらの対象となるものでございます。以上でございます。
	議長 大上智議員	8番大上議員。 最初のまち・ひとのとこの空き家バンクのところですけども、こないだの全協のところの説明と数字的には補えるわけですかね、160万の補正を入れれば。それから、これはあくまで、1件っていうか、そういうわけでもないわけですか。 それから、スラリーの方の関係ですけども、これは事前に予算化にはなってなかつたということですか。なんでそういうふうな追加が出るのか、そのへんの説明をお願いしたいと思います。 それから今の支援事業、非常に第二創業に関しても補助するよっていうようなあれで非常にいい制度だと思うんですけども、今室長がしゃべったようにかなり大分類もすごい分類があるし、中分類もすごい分類があるから、中分類の第12とか13とかっていうのではなく、中分類に当て

	<p>はまるとなったら、すべてに関して事業継承の関係もあると思うんですけども、第二創業する場合のあれは当てはまる。審査があるとは思うんですけどね。そういうふうな説明であったと理解してよろしいか伺います。</p> <p>中村政策推進室長。</p> <p>こちらの空き家バンク登録促進事業補助金の件ですけども、こちらの方はまず1物件につき、改修も1回、環境整備も1回限りという内容になっております。今回、空き家改修の補助金についてまず1件分計上して、環境整備については2件分計上させていただきました。今4件の空き家バンクの登録ございますので、この方々を対象に、積極的にですね、こちらの方からプッシュしながらですね、活用いただけるように、周知等々をしてまいりたいと考えております。</p> <p>また、そのほか環境整備の部分でも、もしかすれば何というか、この4物件で30万とすれば4件やれば120万円ということですので。1月からの取り組みにはなると思いますので、その改修補助金使いたいというニーズがあればですね、また新年度の予算の方にも計上させていただいて、そちらの方での活用も促してまいりたいと考えております。以上でございます。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>スラリー業務に関しては、工事費の方については設計のコンサルから設計してもらってやったわけですが、実際このスラリー再立ち上げにこのくらい経費が掛かるというのをちょっと勉強不足で、予測していなかったというのが現状でございます。実際5日間ほど滅菌から立ち上げまでかかるということで、その分の費用が必要ですという形で、今回計上とさせていただいております。</p> <p>宮田商工観光振興室長。</p> <p>議員さんがおっしゃるとおり、ある程度の事業がまずこれは、対象となるものでございまして、ただし村内ですでに商工業分野で事業を営んでいるものというのが前段にございますので、そちらの商工業事業、例えばサービス業とかそういうものをやっている事業のほかに、新たにこちらの中分類、掲げてある事業を行うものに対しての補助となります。以上でございます。</p> <p>8番大上議員。</p> <p>その空き家の方の関係ですけども、前回も当初予算で予算化してもなかなか利用がなかったと。そして今回160万の追加の補正を組んだわけですけども、件数が多ければまた補正でというような話で、是非これを、せっかくのものを使えるような施策っていうか戦略を進めてもらいたいと思います。</p> <p>それから、起業支援の方ですけども、結局地元にいて商工業をやった人が対象だよっていうので。第二創業で新たにやりたいっていうよう</p>
--	---

	議長 宮田商工觀光振興室長	なことになった場合は、結局どういうふうに理解すればいいんですか。 宮田商工觀光振興室長。 新たな分野を対象にするということでございますが、まずその前段で先ほどもお話ししました、すでに商工業分野で事業を行っている人が新たに別な事業をやるといった場合に対しては、対象となります。今の事業をやめてってなると、またそちらは違う分野となりますので。こちらはまた違う補助が適用となるものだと考えております。
	議長	大丈夫ですか。 (「いいです、ありがとうございます、以上終わります」と大上智議員)
	議長 古沼議員	ほかに、ございませんか。 9番古沼議員。 ありがとうございます。
	議長 大村建設水産課長	8款5項1目の修繕費45万円ですけど、これも概要の方にですね、冬季の降雪や凍結に伴う突発的な修繕対象事業に対して予算が不足する可能性があるため、不測の事態に備え増額するってありますけど、毎年冬は来るわけで、初めから予算に入れておくべきじゃないですか。あとこの45万という根拠をちょっと教えてください。
	議長 古沼議員	大村建設水産課長。 毎年予算は前年並みの修繕費を計上させていただいております。その中には、もちろん冬季のこれからの方の、例年どのくらい支出があるかというのも含めて、補正させていただいておりますが、今年度につきましては、すでに予定外の結構修繕費の方が掛かっておりまして、もう予算残額が足りなくなると。今後あと3カ月ちょっとございますけども、それまでに修繕料が底をついてしまうと、例年の支出があればということで、今回例年の支出見込みで45万円ほど計上させていただいております。
	議長 大村建設水産課長	9番古沼議員。 毎年、45万くらいもっと掛かるんじゃないかという予想のもとと判断すればいいのか、いや100万円でも良かったんじゃないとか、どうして45万円だったの。
	議長 古沼議員	大村建設水産課長。 例年の1、2、3月での大体支出実績を見込んで45万円と。まだ若干の執行残額がございますので、確かに多くやつといてもいいとは思われますけども、例年の実績というもので予算の方は計上させていただいておりました。
	議長 古沼議員	9番古沼議員。 不測の事態って言ってて、例年の実績と言わってもよくわかんないですけど、まあわかりました。終わります。
	議長	ほかに、ございませんか。 4番齊藤正明議員。

	齊藤議員	9ページ、あと資料の概要では1ページですね。村税の固定資産税、これの評価替えによる土地・家屋の課税評価額の下落による減額ということですけども、評価替えは今年だったわけですか。そして、3年据え置いた場合、また下落があった場合は、今回は下げてますけども、その途中でまた下落があって上がるということはないですかね。そこらをちょっと教えていただきたいと思います。
	議長	深渡税務課長。
	深渡税務課長	ただいまの質問にお答えいたします。今年の評価替えについて、まずその分下落したというのが主ですけれども。大きいもので言いますと、やはり償却資産、アンモ浦の定置網とかそういうのが無くなつたことによる評価替えで価格がまず低くなつたと。いまその途中で上がつた場合というのをちょっと確認したいと思いますけれども、今年の場合はかなり下落したというようなことで、下げさせていただいております。以上でございます。
	議長	4番齊藤議員。
	齊藤議員	そうするとこの土地分だけですか今回は。家屋も含んでるっていうことですか。
	議長	深渡税務課長。
	深渡税務出納課長	土地また家屋、償却資産というようなことを対象にしての金額となつております。
	議長	4番齊藤議員。
	齊藤議員	そうすると、その評価替えして、地価が下落して土地の評価額が下がつて今回は減額していますけども、7、8の据え置いた時変動があつた場合は、税金は上げないわけですか。下がるわけですか。そこらへんちょっと確認をお願いしたい。
	議長	深渡税務出納課長。
	深渡税務出納課長	3年間は同じ額となっております。
	議長	よろしいですか。
	(「はい」と齊藤議員)	
	議長	そのほか、ございませんか。
	1番金子議員。	
	金子議員	1番金子でございます。
		3款1項1目の部分で、歯科医師住宅の建設工事委託の部分で、今後の方針についてお聞かせをいただきたいなあと思います。
		非常に私、いい取り組みだなあといったように思っております。今現在この普代村には、歯科また医科両方との医師がおり、そして村民の健康を守るために日々努力をされております。そして、そういった中で誰しもが時が来れば、退職をされるんだといったように思います。そういうたつ退職をされたときに、普代村に歯科であろうが、医科であろうが

	<p>医師がいないんだと言われないようにすることが一番大事であると思います。そういう部分で、最低限、住宅環境だけは快適な環境にしておくべきだと思うんです。そして、代わりの医師もすぐ見つかってくれればいい、見つかるような状況を作つておくことが大事。そしてまた、今回のこの補正では、歯科医師宅だけといったような部分でございます。私はこの歯科医師だけでなく、医科の医師宅も順次このあとに進めるべきと考えます。なぜというようなことでありますけれども、このいままで何十年前ですか、その普代村に歯科医師もいない時もあった経緯があるわけですが、今は両方ともいて、村民の皆さんのがんを守つておられるといったようなその状況。これをずっと継続していくかなければならぬ。いくら人口が減つても、医師だけは常駐をしていただきたい。特に今、県立病院がこういった縮小の状況になつてゐる。村だけでもなんとかこの村民のために、この通常の医療を守つていくためには、医科歯科両方とも必要なわけですから、こういった住宅環境は最低限準備をしておかなければならぬわけですが、この次に順次医科の方の住宅も進めるとなれば、村長さんの声も聞かなければならぬわけですが、まず担当課の計画的状況にあるのか、そこをお聞かせをいただきたいなあと思います。</p> <p>それからもう1点。8款2項1目の部分です。村道の支障木の伐採業務といったようなことで、非常にいい取り組みだなあといったような部分でございます。この村道に限らず、村道も県道も両方その支障木があるわけですが、これは今この1千万の予算があるわけですが、どこの支障木の伐採といったようなことであるのか。こここの部分もお聞かせをいただきたいなあと思います。</p> <p>議長 山田診療所事務長。 歯科住宅の建設の関係ということでのご質問でございます。</p> <p>現在の歯科住宅、平成3年に建てられておりまして、大体33年ほど経過をしている状況でございました。それで今後、また新しい先生が、来るというようなことも見据えた中での、来年度ですか歯科住宅を建設するという内容でございまして、今年度まずは設計の業務委託を予算計上させていただきまして、来年度早々の建設を見込んでおります。そういう流れで今現在進んで、今回の補正に計上させていただいております。そしてまた医師住宅、そういった方につきましても今後順次、状況に応じて進めてまいりたいと思ってる状況でございます。</p> <p>議長 大村建設水産課長。 23ページ村道支障木伐採業務委託料でございます。具体的な箇所をという質問だったかと思いますけども。まずこの1千万円につきましては、どの場所を伐採するというのはまだ決まってございません。先般の村政懇談会、各地区から「村道の支障木の伐採を」、という要望かなり出ております。そういうものを現地を確認して、なおかつ地権者がそれぞれ</p>
--	---

		あるものになりますので、前提としては地権者さんがということにはなろうかと思いますけど、なかなかそれは難しいと思いますので、地権者さんと話をして、まとまったとこから順次伐採していこうと考えております。
議 長 金子議員		<p>1番金子議員。</p> <p>ありがとうございます。この歯科医師の住宅の部分では、このまま来年度といったことになるわけですが、順次医科の方も進めていくんだというような担当課長のお話ですが、是非とも普代村のこの医師、両方とも歯科、医科の医師さんが地元にいなくなるようなことがないようなそういった環境づくり、これがいちばん大事だと思います。是非とも順次、医科の方の住宅も進めると。そして、そっちの住宅は通常に住宅として貸し出せばいいわけですから、その部分を強く村長さんにもお願いしたいなあと思います。</p>
議 長 柾屋村長		<p>それから、支障木の部分はまだ場所は決まってないということですが、本当にこれはいろんな場所がいつ倒れてもおかしくない、特にこれから雪降り等があれば雪の重みで倒れるといったようなその部分もあろうかと思います。車で走りながら事故が起きないうちに、何とかこういった取り組みを進めていただきたいなあと思います。是非ともこの部分は、今回の1千万に限らず、次から次とこの出てきますから、そこらへんは順次見ながら進めていただきたいなあと思います。</p> <p>住宅の部分、やっぱり担当課長からは聞いたんですが、村長さんからひと言、医科の方も進めるんだといったような声をいただきたいなあと思いますが、いかがですか。</p>
議 長 柾屋村長		<p>柾屋村長。</p> <p>議員さんのご指導のとおりでございます。住宅の何っていうんですか、質とかちょっと老朽化によって、新しい先生を探すときの支障になったり、あるいは新しく着任する人が、何っていうかこう医師住宅のせいといったようなことがないように、議員さんお話のように、取り組ませていただきます。順次ということですので、来年設計になりますか、そういうことで取り組んでまいりたいと思います。</p>
議 長 議 長		<p>それから枝払いの1千万についても、言及いただきましたけれども、課長遠慮がちにこれから考えるというふうなお話をしましたが、村政懇談会での状況等を見れば、より積極的に取り組む気持ちは持っていて、遠慮してお話ししたと思いますけども、私も一緒になって、より危険がなくなるように取り組んでまいります。</p> <p>（「はい、終わります」と、金子議員）</p> <p>そのほか、ございませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p>
		直ちに採決を行います。お諮りいたします。

令和 6 年度普 代村国民健康 保険特別会計 補正予算（第 2 号）	議 長	議案第 1 号「令和 6 年度普代村一般会計補正予算（第 6 号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 審査の方法について、お諮りいたします。 日程第 15 議案第 2 号から、日程第 18 議案第 5 号までの「特別会計補正予算」の 4 件につきましては、一括上程し、説明を受けたのち、各議案 1 会計ごとに審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 それでは、そのように進めてまいります。 日程第 15 議案第 2 号「令和 6 年度普代村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」 日程第 16 議案第 3 号「令和 6 年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 1 号）」 日程第 17 議案第 4 号「令和 6 年度普代村休養施設事業特別会計補正予算（第 2 号）」 日程第 18 議案第 5 号「令和 6 年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）」 以上、4 件を一括議題とし、上程いたします。 当局の説明を求めます。 高井総務課長。 それでは、ただいま上程されました議案第 2 号から議案第 5 号についてご説明いたします。 (以下、高井総務課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 各議案ごとに審査をいただき、採決を行います。 それでは、議案第 2 号「令和 6 年度普代村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」の、質疑を許します。 ございませんか。 (なし) なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 2 号「令和 6 年度普代村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 議案第 3 号「令和 6 年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予

代村国民健康 保険診療施設 特別会計補正 予算(第1号)	議長 大上浩史議員	<p>算(第1号)」の、質疑を許します。</p> <p>3番大上浩史議員。</p> <p>3番大上です。診療収入マイナス980万という、外来収入が△だということになっているわけですが、これはどうして1千万近い収入が、△にしなければならなかつたのか。予算計上上、間違いがあつたのか、前年に対しこれくらい少なくなったのか。人数的にはそれこそ何人くらい外来収入が減つて980万なのか。もしこらへんの内容を精査しているならば教えてもらいたいと思います。</p>
	議長 山田診療所事務長	<p>それと、相手方の980万円を同じにするためのプラス、マイナスだと思うんですが、薬代が900何十万ということになっているようですが、これはプラス、マイナス収支決算上これをやらなきやならないという前提だとは思うんですが、どうもこの薬代が980万逆になつてゐるということになつてゐるわけですが、これはそうでなく、正確な数字を出すべきではないのかなあという思いがあるわけですが、それも合わせてお願ひします。</p> <p>山田診療所事務長。</p> <p>医科分の外来収入の減額の内容でございますけども、こちらの方のですね、前年度比較で昨年度までの4月から10月分までの調定額、そして今年度の4月から10月分までの調定額、そちらの差を減額というようなことで、今回前年度比較でそれぞれ減額してございます。</p>
	議長 大上浩史議員	<p>それに伴いまして、診療人数の方もだいたい1日ですね2名ほどずつ的人数の減というふうな状況でございまして、それで今回は4月から10月分までの実績に対しまして、昨年度の比較で今回それぞれ減額してございます。</p> <p>それと、医療費の購入費の方でございます。こちらの方もそういった患者数の減少、それに伴いましての医薬品の購入費の減。そして現在、7月から院外処方の方も進めてございまして、そちらの方で院内処方の方が今、院内から院外というようなことで、3割ほど増加してございまして、それに伴いましての医薬品の購入費の減ということで、そちらの方も昨年度の実績でそれぞれ比較しまして、それぞれ減額してございました。大体当初の見込みで、医薬品は月300万円ほどの支払いを見込んでましたけども、現在では240万円ほどの支払いというようなことで、それで今回その分を4月から10月分の実績でその分を減額したという状況でございます。以上です。</p>
		<p>3番大上浩史議員。</p> <p>これ以上説明はしなくてもよろしいですが、今度また令和7年の当初予算をやる場合は、やはりこらの数字を見て、やはり正確な補正が1千万ものという、それこそ見れば10%も違つた収入がここに出てるわけなんで、そこらへんはやはり、当初予算から原因は何なのかを考えながら、やつた方がいいんじゃないかなあという思いでございますので、よ</p>

	議 長	ろしくお願ひします。あとは、よろしいです。 よろしいですか。 ほかに、ございませんか。
	森田議員	7 番森田議員。 6 ページの歳出 1 款 1 項 1 目一般管理費の中の 2 節給料マイナス 122 万 3 千円とですね、歯科の方のやはり同じ 1 款 1 項 1 目一般管理費のこ こも 2 節給料 149 万 4 千円の内容をお知らせ願います。
	議 長 山田診療所 事務長	山田診療所事務長。 最初に医科の方でございますが、職員給料の 122 万 3 千円の減でござ いますが、こちら 6 月に 1 名看護師さんの方が退職というようなことで なってございます。そういったことで、3 か月分の支払いはございました が、その後の 9 カ月分を 200 万円ほど減額してございまして、そちらの 方で今回減という内容となってございました。
	議 長 森田議員	それと歯医者の方でございますけども、こちらの方につきましても、 会計年度任用職員の関係でございまして、フルタイムなんですけども、 当初予算の時の職員の人数と、今回令和 6 年度に会計年度の更新を次年 度にしなかつた方が 1 名いまして、そちらで今回会計年度が終了という 方が減になったんですけども、1 名減になった分を今回減額してございま すので、149 万円ほどの減というような状況でございます。
	議 長 山田診療所 事務長	7 番森田議員。 ありがとうございます。こっちの方の 1 款の方は、1 名の看護師さんが お辞めになったということで、業務の方にはその後 1 名減のままで、ど ういうふうにその穴埋めをしているのか。それと今後 1 名減になった看 護師さんの分を募集してなのかどうか。 歯科の方は会計年度ということで、別に減ったわけではないんですか、 人数が。もし歯科の方も 1 名減となつていれば、その歯科の方の 1 名減 による業務の支障が出てないのか。また歯科の方も募集してのかどう か、そのへんをお伺いします。
	議 長 山田診療所 事務長	山田診療所事務長。 まず医科の方の看護師の分ですけども、現在退職してからは一応募集 は掛けましたけども、なかなか応募がなくてですね、それで今現在は 2 名体制でやってございます。そういった中で何か負担が掛かからないよ うにというようなこともありますて、まず院外処方の方に、まず薬の方 ですね、そちらの方の業務を少しでも院外というようなことで、そちら に今シフトしてございまして、診療の方進めてまいってございます。今 後につきましてはちょっとまた、看護師さんたちと相談し合いながら検 討していきたいと思いますし、歯医者の方につきましては、今現在 1 名 減というような状態でございまして、歯医者分につきましては、今 1 名 一応募集は掛けてございますけども、まだ応募は来ていないというよ うな状況でございます。

令和 6 年度普 代村休養施設 事業特別会計 補正予算（第 2 号）	議 長	以上です。
		ちょっとすみません。
		本会議終了時間がせまってまいりましたが、ここでお諮りいたします。
		本会議の時間を、定刻の 5 時以降も継続したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
		（異議なし）
		ご異議なしと認めます。
		よって、本会議を 5 時以降も継続いたします。
		7 番森田議員。
		ありがとうございます。今ご説明によりますと、減になってる人員募集しているけども、なかなか応募がないということでございますので、なるだけ応募してもらえるよう、また募集を強化して、よろしくお願ひします。以上で、終わります。
		ほかに、ございませんか。
令和 6 年度普 代村後期高齢 者医療事業特 別会計補正予 算（第 2 号）	議 長	（なし）
		なければ、質疑を終結いたします。
		直ちに採決を行います。お諮りいたします。
		議案第 3 号「令和 6 年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
		（異議なし）
		ご異議なしと認めます。
		よって、本案は、原案のとおり可決されました。
		議案第 4 号「令和 6 年度普代村休養施設事業特別会計補正予算（第 2 号）」の、質疑を許します。
		ございませんか。
		（なし）
令和 6 年度普 代村後期高齢 者医療事業特 別会計補正予 算（第 2 号）	議 長	なければ、質疑を終結いたします。
		直ちに採決を行います。お諮りいたします。
		議案第 4 号「令和 6 年度普代村休養施設事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
		（異議なし）
		ご異議なしと認めます。
		よって、本案は、原案のとおり可決されました。
		議案第 5 号「令和 6 年度普代村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）」の、質疑を許します。
		（なし）
		なければ、質疑を終結いたします。
		直ちに採決を行います。お諮りいたします。

普代村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	議長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 19 選挙第 1 号「普代村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を、議題といたします。</p> <p>この選挙は、令和 6 年 12 月 29 日をもって任期満了となる、普代村選挙管理委員会委員及び補充員各 4 人を、地方自治法第 182 条の規定により、選挙するものであります。</p> <p>選挙の方法について、お諮りいたします。</p> <p>地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
	議長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。</p> <p>指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
	議長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議長において推選することに決定いたしました。</p>
	議長	<p>暫時休憩といたします。 (17:00)</p>
	議長	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (17:03)</p> <p>選挙管理委員会委員及び補充員は、お手元に配布いたしました方々を指名したいと思います。</p> <p>選挙管理委員に赤坂訓さん、大川内圭一さん、太田千明さん、佐々木健一さん。</p> <p>同補充員に第 1 位金子太一さん、第 2 位上向幸生さん、第 3 位金子佑季子さん、第 4 位佐々木順也さん。</p> <p>以上のとおり、指名いたします。お諮りいたします。ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。</p>
休憩再開	議長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただいま指名いたしました方々が、選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。</p> <p>なお、任期は、令和 6 年 12 月 30 日から令和 10 年 12 月 29 日までの 4 年間でございます。</p> <p>日程第 20 報告第 1 号「委員会審査報告」の件を、議題といたします。</p> <p>総務常任委員会に審査付託し、継続審査としておりました請願 2 件につきまして、普代村議会会議規則第 77 条の規定により、審査報告書が提出されております。</p>

県立久慈病院の医師等医療従事者の確保、高度医療機器の更新による機能の充実を求める意見書の提出について	森田総務常任委員長	森田幸一総務常任委員会委員長の報告を求めます。
		森田委員長。
		報告第1号請願・陳情審査報告書。
		本委員会に付託された、請願2件を審査した結果次のとおり決定したので、普代村議会会議規則第94条第1項の規定により、報告します。
「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置	議長	(以下、森田幸一総務常任委員長報告、記載省略)
		報告が終わりました。
		委員会審査報告については、森田総務常任委員会委員長報告のとおりに決することに、ご異議ございませんか。
		(異議なし)
「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置	議長	ご異議なしと認めます。
		よって、委員長報告のとおり、決定いたしました。
		日程第21号発議案第1号「県立久慈病院の医師等医療従事者の確保、高度医療機器の更新による機能の充実を求める意見書」の提出についてを、議題といたします。
		普代村議会会議規則第14条の規定によりまして、森田幸一総務常任委員会委員長より、発議案の提出がありましたので、森田幸一総務常任委員会委員長の説明を求めます。
「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置	議長	森田委員長。
		発議案第1号「県立久慈病院の医師等医療従事者の確保、高度医療機器の更新による機能の充実を求める意見書」の、提出についてでございます。
		(以下、森田幸一総務常任委員長説明、記載省略)
		説明が終わりました。
「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置	議長	これより、質疑を許します。
		(なし)
		なければ、質疑を終結いたします。
		直ちに採決を行います。お諮りいたします。
「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置	議長	発議案第1号「県立久慈病院の医師等医療従事者の確保、高度医療機器の更新による機能の充実を求める意見書」の、提出について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
		(異議なし)
		ご異議なしと認めます。
		よって、本案は、原案のとおり可決されました。
「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置	議長	なお、取り扱いについては、議長に一任願います。
		日程第22発議案第2号「「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書」の、提出についてを、議題といたします。
		普代村議会会議規則第14条の規定によりまして、森田幸一総務常任委員会委員長より、発議案の提出がありましたので、森田幸一総務常任委

<p>法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出について</p>	<p>森田総務常任委員長</p>	<p>員会委員長の説明を求めます。 森田総務常任委員会委員長。 発議案第2号「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書」の、提出についてでございます。 (以下、森田幸一総務常任委員長説明、記載省略)</p> <p>説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 (なし)</p> <p>議長 なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 発議案第2号「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書」の、提出については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p> <p>議長 ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 なお、取り扱いについては、議長に一任願います。 日程第23から日程第26まで「委員会の閉会中の継続審査」に関するものでございますので、この4件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p> <p>議長 ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。 日程第23から日程第26まで「委員会の閉会中の継続審査申出」について、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。 (異議なし)</p> <p>議長 ご異議なしと認めます。 よって、各委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。 日程第27「議員の公務出張について」を、議題といたします。 お諮りいたします。 令和7年3月定例会までの閉会中において、各種会議及び研修会等に、本議会の議員が公務出張する場合は、配布しております「議員派遣一覧表」のとおりとし、また、緊急を要する場合には、その都度議長が指名し、公務出張としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし)</p> <p>議長 ご異議なしと認めます。 よって、議員の公務出張については、そのように決定いたしました。</p>
---	------------------	---

閉　　会 (17:17)	議　　長	<p>なお、指名後において、欠席・変更等ある場合には、必ず事前に連絡をお願いいたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>今期定例会に付された事件は、すべて議了いたしました。</p> <p>会期は、12月12日までございましたが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本定例会は、本日をもって閉会することに、決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、令和6年第8回普代村議会定例会を閉会といたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>（印）</p>
-----------------	------	---





